

戦国期の河内国守護と一向一揆勢力

小 谷 利 明

はじめに

本論は、畿内戦国期の権力構造を説明することを目的とする。主な対象は、戦国期の守護と一向一揆勢力との関係についてである。対象とする地域は、河内国である。河内国を対象とする利点は、一向宗徒によって建設された寺内町が河内に多数あること。特に、本願寺と寺内町群を結ぶ権力体系・平和領域とされる「大坂並」体制の評価と直接関わる地域であることである^{〔1〕}。しかし、この問題は、守護公権力から守護役の免除を前提に成立しているにも関わらず、守護公権力との関連では十分議論されたとはいえない。その理由は、畿内の守護研究のうち、細川京兆家や六角・京極氏研究以外は研究が退潮であったため

である。これは、明応の政変による細川京兆家の畿内領国化説^{〔2〕}によって摂河泉の守護研究の意義が展望できなかつたことによる^{〔3〕}。このため、「大坂並」体制は、今谷明氏の畿内守護研究の成果を得た上でも織豊政権との関係でしか議論されず、戦国期社会との関係で検討されることがなかつた。

河内守護の研究は、今谷明氏の一連の研究がその土台となっている^{〔4〕}。しかし、近年河内国守護畠山氏の研究は、いくつかの点で大きく前進した。これによって、守護と一向一揆勢力との関係も見直される必要がある^{〔5〕}。ここで、守護畠山氏研究の前進した諸点について上げておこう。

まず、守護畠山氏を研究対象とする時期の範囲について、今谷氏は天文一四年（一五四五）以前とし、それ以後は一種の戦国大名段階とされている。これに対し、矢田俊文氏は、天正三

年（一五七五）の織田信長の河内攻めまで、守護公権による河内支配は続いたとされた。矢田氏の研究により河内圍の政治史を一貫して叙述する視点が提示されたのである。

次に守護の支配機構についてであるが、これも今谷氏の研究が土台として理解されてきた。今谷氏は、守護の支配機構を守護・守護代・小守護代・郡代と遵行される支配の体系を検出し、郡単位に地方支配が行われていることを実証された。これに対し、矢田氏は戦国期に入ると守護と守護代が共同で河内を支配する体制であることを指摘され、筆者も守護と守護代が独自に行政機構（守護家奉行所・守護代家奉行所）を持ったことを実証した。これは、従来守護代遊佐氏や木沢氏によって、守護畠山氏が傀儡となったという考え方に対しての批判でもあった。また、戦国期の地域権力である義就系守護代木沢長政の登場する背景や政長系の守護家を代表する丹下氏の果たした役割もこの実証上の手続きのなかで評価することができたのである。

守護の軍事動員権については、矢田氏の研究によって、守護が戦国領主に対し、一貫して軍事動員権を持っていたことを実証された。また弓倉弘年氏は、元龜元年（一五七〇）の本願寺の拳兵と雑賀衆について分析され、惣國として雑賀衆が本願寺方として拳兵しなかつたことを実証された。これについて、天正三年の守護畠山氏滅亡以前と以後を分けて一揆を分析する必

要を言及されている。また、弓倉氏は河内圍の守護代遊佐氏の軍事編成も検討され、元龜四年には、上・下郡代を中心とした軍事編成がなされたことを示した。この上・下郡代という新しい地域の創設と、軍事編成について、地域認識の問題とともに更に検討すべき点がある。これについては後述する。

守護の政策については、従来ほとんど問題とされなかつた。これについて、筆者は畠山義英が細川政元の傀儡であつたとする説との関連で國法の一部について検討した。つまり、畠山義英は、文龜元年（一五〇一）段階で、國法である指出行つた。これは「段銭之地」のほかに「高除新開等」ことごとくの「指出」であり、これらすべての田地に対し「堀銭」を賦課することを目的としていたことである。これによって義英が独自に領國支配を強化する意思を持っていたことを指摘できた。

以上は、従来と違つた守護畠山氏像が提示されている。一向一揆権力との関係で言えば、根来寺や雑賀衆は守護畠山氏が滅亡するまで、一貫して守護による軍事動員を受けており、彼等を傭兵的な性格で議論するには、問題がある。

また、「河内錯乱」についても、従来細川政元と実如の関係のみが問題となつたが、「河内錯乱」の舞台となつた河内圍内の権力構造自体は問題とならなかつた。

「河内錯乱」とは、永正三年（一五〇六）一月に細川政元が

本願寺宗主実如に依頼して一向一揆を催し、畠山義英・畠山尚順を攻め、その後、教団内部の混乱へと発展する事件である。

実如は政元による再三にわたる依頼で、河内・摂津の坊主・門徒の出兵を命じた。しかし、摂河の坊主・門徒は、兵具もなく、先例もないとしてこれを拒否した。これにより、実如は、加賀門徒を呼び寄せ、河内攻めを行った。

その後、摂河の門徒・坊主は、実如を廃し、大坂御坊の実賢を擁立しようと画策する。しかし、実賢は、これに乗らず、関係者は処分された。この時、実賢と実賢の母の蓮能尼も大坂を出た。これに対し、畠山尚順は、蓮能尼を大坂に残すよう申し出ている。結局、蓮能尼は大坂を出た。その後、ふたりは三年牢々の身であったという。河内久宝寺にある漣証寺（のちの顕証寺）実願（蓮能尼の子、実賢の弟）も同様であった。

この摂河門徒の動向について、従来の研究では、畿内では本願寺の世俗的支配が及んでいないとする評価が一般である。しかし、別の見方をすれば、摂河門徒の主体的な行動は特筆すべきであろう。上場顕雄氏は、これを大和川水系を中心とした門徒の主体的活動と評価される。本論はこの視点を重視したい。

ここで、問題点を簡単に述べると、前述したように、畠山義英は文亀元年から国法を發布し、河内国内の支配を強化していた。この状況下で、義英は宿敵であった畠山尚順と同盟したの

である。摂河門徒は、この同盟を支持したのではないか。

また、摂河門徒が実賢を擁立しようとした時期や、畠山尚順が蓮能尼に大坂に残るように申し出た時期も気になる。

摂河門徒の実賢擁立が、両畠山氏の没落以前であれば、摂河門徒は明確に反細川政元方として行動したことになる。また、実賢擁立が両畠山氏の没落後であれば、実如と政元の関係からみて、この行動が実行可能な時期とは、細川政元が暗殺された永正四年六月以降となる。

ところで、尚順は没落後、紀伊国に逃がっている。蓮能尼を大坂にとどめるように本願寺方に命じる発言が可能となるのは、政元暗殺後と見るのが妥当である。つまり、摂河門徒が実賢を擁立しようとした時期は、政元暗殺後と考えられる。それは畠山氏の軍事行動と連動していた。なぜ、摂河門徒は畠山氏を支持したのであろうか。

ひとつの答えとして、蓮能尼が畠山氏の出身であったことも指摘できよう。摂河門徒は蓮能尼の子供たちの支配を望み、畠山氏を支持したのかもしれない。但し、畠山氏は領国支配を強化している時期であり、摂河門徒はその支配を受け入れる必然性があつたのであろうか。

本稿は、河内国の権力構造を守護公権との関係で展望し、この問題に接近したいと考えている。方法としては、守護権力内

部の権力のあり方を類型化し、それについて地域支配と結び付けて考察する。

また、地域社会にとって必要な公共事業を堤普請を例に検討する。中心は、労働編成や主体についてであり、守護と一向一揆勢力との関連でこれを議論することである。

また、「天文の一向一揆」後の体制は、織豊政権に至るまでの重要な時期であり、中近世移行期を考えるためにはこの時期の権力を検討しなければならない。これを「天文の一向一揆」の和平のありかた及び國法との関連で検討し、守護公権力と一揆について論じ、問題に迫りたい。本来ならば元龜・天正期まで考察の範囲に入れねばならないが、永祿以降の守護畠山氏の実証的研究がまだ不十分な段階にあり、断念せざるを得なかった。これらの問題は、後日の課題としたい。

第一章 河内守護畠山氏の権力構造

第一節 守護内衆のふたつの領主像

畠山氏は、三管領のひとつで河内国・紀伊国・越中国・大和国宇智郡を領国とし、山城国守護も度々勤める大大名であった。畠山氏がふたつに分かれ、対立をはじめるのは、畠山持国の息

子義就と同養子政長が後継者争いをはじめた一五世紀中葉からのことである。両者の子孫は、約百年に渡って争っており、それをここで整理する余裕はないが、領国支配の時期区分を簡単に整理しておくことにする。¹⁾

まず、義就・政長の対立の画期として位置付けられる事柄に、文明九年（一四七七）九月に畠山義就が京都を出て河内国に下向し、河内国の領国経営を始めたことが上げられる。この時、義就は菅田に本拠を置き、基家の代に高屋城を築いたという。この体制は、義就・基家・義英と三代続いた。例外的に、政長の息子尚順に占領された時期があるが、概ね永正三年（一五〇六）までの三十年間義就流畠山氏が河内支配を行っている（永正元年～二月からは、尚順と共同支配）。これを仮にⅠ期とする。

その後、明応の政変で諸国を流浪していた前將軍足利義尹が上洛し、畠山尚順による河内支配がはじまったのが、永正五年（一五〇八）である。その後、尚順と息子植長の対立などがあったが、大永七年（一五二七）の三好元長に擁された前將軍足利義澄の子義維、細川澄元の子晴元が阿波から堺に上陸し、いわゆる「堺幕府」体制が成立するまでの時期、約二〇年間が、政長流畠山氏の河内支配の時期である。（Ⅱ期）

この「堺幕府」成立時期から天文四年（一五三五）に天文の

一向一揆の和平が行われる約八年間は、河内の状況がよくわかない。史料の残存状況にも関わらず、河内の在地状況も特に混乱していたのではないか。(III期)

次に天文一揆の和平成立期で、領主権力の支配範囲が確認された時期である。義就流では長経・在氏、政長流では弥九郎が河内守護として河内国を共同で支配した。この時期、在氏守護代木沢長政が讃良郡に飯盛城を築城し、河内国の権力構造が大きく変わった。この体制が変化するのには、天文十一年の河内太平寺の戦いで木沢長政が戦死し、紀伊国から復帰した畠山植長による一員守護支配が実現したことである。植長の後、空白期があるが高政が継いだ。この後、畠山氏による体制が崩壊したのは、永禄五年(一五六二)の河内教興寺の戦いで畠山高政が三好長慶に破れたことによる。(IV期)

教興寺の戦い後、三好氏による河内支配が本格化する矢先、永禄七年に三好長慶が病死する。翌年一月には三好三人衆と松永久秀の対立が表面化した。一方畠山高政・同守護代遊佐信教は松永久秀と同盟し、永禄一〇年には軍事行動を開始し、河内の回復を始める。この膠着状態が決着するのは、永禄十一年の織田信長の上洛であった。(V期)

信長により、三好義継が若江城、畠山秋高が高屋城の体制となるが、元龜四年(一五七三)畠山秋高が反信長の遊佐信教に

暗殺され、同年三好義継が信長方の若江三人衆に殺害される。天正三年(一五七五)には、信長が河内攻めを終え、河内諸城がごとごとく破却され、河内守護勢力の歴史が終わる。(VI期)

以上、多分に便宜的だが、I期からVI期に分けてみた。本稿では、このうちI期からIV期までを対象とする。この期間で、筆者が以前明らかにした点をまとめてみると、まず、I期の末期とII期の特徴を見ると、両畠山氏ともに領国支配のために官僚組織が完成し、それとともに守護代家が自立して守護家・守護代家が共同で河内国を支配する体制となっている。

具体的には、義就流畠山氏の場合、義英段階で守護奉行所と守護代奉行所のふたつに奉行所が分かれ、各地に指出検地を行い、公田を論ぜずすべての田地に堀銭を賦課しようと国法を發布した。この段階で、守護奉行人に木沢氏が登用され、守護公権力を背景にIII期で自立し、木沢長政は地域権力として成長する。⁽²⁾

同じく、政長系畠山氏の場合、守護代遊佐氏とともに守護奉行人の丹下氏が奉行人を越えて独自に守護の意を受けて文書を発給する存在となる。⁽³⁾これら、木沢・丹下は、守護公権力の執行者として登場した奉行人であった。彼等は、守護公権を分有された権力の側面が強い。ここでは彼等を、官僚型戦国領主と

呼ぶ⁽²³⁾。この内、木沢長政は細川晴元の内衆として大和・山城・河内の守護代となり、天文一揆以後では畿内最大の地域権力となった。一六世紀のはじめは、これら官僚型戦国領主が守護代とともに抬頭した時代であった。彼等は、国人領主を軍事動員する権限を持ち、段銭の徴収権や免除権を持った。これらの諸点については、すでに筆者はいくつかの論考で言及している⁽²⁴⁾のでそれに譲る。

官僚型戦国領主と対比する存在は、国人領主から抬頭してきた勢力である。具体的には、政長流畠山氏しか現在指摘できないが、野尻・萱振・安見氏などが上げられる。彼等はII期・III期では目立たない存在であったが、IV期に入ると抬頭する。

例えば、安見宗房が歴史上に登場したのは、天文一五年（一五四六）九月のことである。彼は、細川氏綱に加担して拳兵した遊佐長教の河内方の武將として、突然姿を見せる。その後、彼は畠山氏によって鷹山氏とともに山城国上三郡の守護代となった⁽²⁵⁾。

それについて、彼等が守護代となった理由は、次の史料から読み取れる。「城州上三郡守護代之儀、兩人（鷹山主殿助弘頼・安見与兵衛尉宗房―筆者注）御存知之儀候之条、從彼諸侍每篇被申事、弘頼・宗房可被仰次候」とある⁽²⁶⁾。つまり、山城の諸侍が鷹山弘頼と安見宗房兩人の守護代就任を望み、支持してい

るのである。

畠山氏は南山城地域の諸侍を軍事編成した。諸侍を編成できたのは、鷹山・安見によってであった。彼等は諸侍の基盤の上に乗った戦国領主であったのである。ここでは、これを地域権力型戦国領主と呼ぶことにする。

天文年間中期、諸侍に押される形で、守護代となった安見・鷹山両氏を抱える細川氏綱権力は、広く諸侍を結集する論理を最初から内包していたことがわかる。この後、細川氏綱権力の中枢であった河内守護代遊佐長教は、三好長慶と同盟し、三好政権が成立する。三好政権の革新性は⁽²⁷⁾、遊佐長教段階からのものではないかと考えられるのである。

このほか、野尻・萱振氏は郡代的な性格ももっているが、やがてそれを越えた権力となったと考えられる。これについては、後述するが、彼等の活動が目立ってくるのは、天文年間からである。野尻・萱振氏の権力を考えると、一揆勢力との関係があるように思われる。

戦国期の守護権力は、室町時代以来の守護公権力を引き継ぐと共に、この時期に広範に生まれる侍衆を基盤とする地域を権力的に編成するふたつの権力基盤が必要であった。前者を官僚型戦国領主に、後者を地域権力型戦国領主に仮託して議論を進めるが、両者が完全に分別できるわけではない。以下この範疇

をめぐって検討を加えたい。

第二節 堤普請にみる守護権力と地域社会

まず、ここでなぜ堤普請の問題を取り上げるのか、明確にしておきたい。よく議論されるように、真宗勢力は、河川の自然堤防・河岸段丘上に分布している。一方、発掘成果から鎌倉時

代ごろまでの住居跡などはよく検出されているが、一四世紀以降の発掘例は非常に少なく、それは旧村と重なるからとされる。真宗を支持した人々は、新たに自然堤防上などに村を形成した人々であった。但し、寺内町の形成は一六世紀に整備されはじめ、一四世紀に新しく形成された村と住人だけの問題ではない。但し、寺内町も自然堤防や河岸段丘上に分布しており、河川管理は、これら地域の重要な問題であったはずである。堤普請を問題にすることは、真宗勢力と守護との関係をその存立基盤から問うことになる。

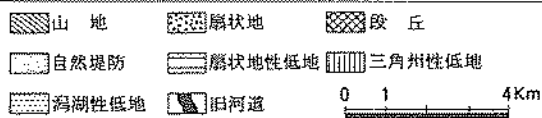
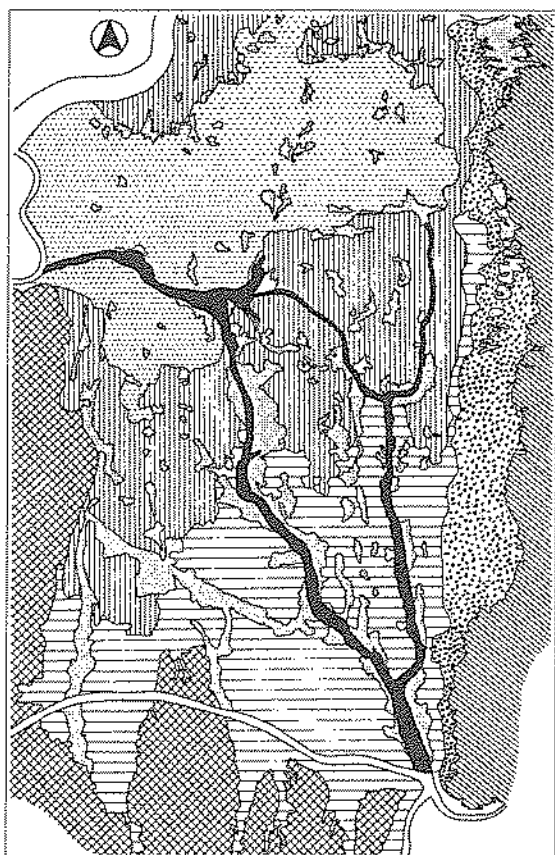


図1 地形分布図

鶴八尾市文化財調査研究会設立十周年記念誌
『10年のあゆみ』より

河内の場合、「天文御日記」から真宗の村の分布をみると、凡そ北・中河内の淀川と旧大和川の周辺が中心である。この地域は、低湿地帯であり、特に北河内は河内十七ヶ所・河内八ヶ所と呼ばれる島状の地帯であった。現在でも運根畑のような深田地帯である。また、中河内も湿地帯が多く、自然

堤防上では灌漑が必要であるが、堤防の普請をしつかりしなければ、洪水によって村が流されるような地域であった。これら旧村が定着できたのは、河川の流路を一定度固定できたためであろう。それ以前が、洪水などによって、村が常に移動していたのに対し、旧村が移動しない構造を持っていた。それは、堤普請が広範な地域を維持するだけの構造を持ったためであり、そのような村落社会が生まれてきたことに求められるはずである。

ところで、堤普請については、大山喬平氏は一五世紀初頭の事例について検討している。応永一〇年（一四〇三）五月に春日社領の摂津國榎坂郷名主百姓等申状の分析から、神崎川（三國川）の堤の修復は、榎坂郷・垂水庄・穂積庄・野田秋永などが分担するのが慣例であった。上流の吹田堤は、本所が年貢を下行して堤を築いた。このとき、近隣傍庄はおろか大和・河内からも人夫が走来て、工事を終えたという。

堤普請の労働編成が荘園領主による年貢下行によって行われ、しかも近隣を越えて他国からの労働力を確保することも可能な社会であったことが理解できるのである。

三浦圭一氏は、一七世紀の尾張國の入鹿池の築堤工事から河内國の土木技術の高さを論じている。この池の堤防築造は、寛永九年（一六三二）から翌一〇年までで、請負ったのは河内國

の日雇頭甚九郎であった。三浦氏はこの日雇頭甚九郎の存在から河内國の日雇集團の成立の背景に、中世からの谷池や大和川の堤防などの自然との戦いの歴史を見出している。一七世紀の堤普請については、村田路人氏が夫頭と呼ばれる專業の請負人がおり、村に替わって國役を代行したことが指摘されている。両者は共通の存在であろう。

三浦氏の指摘されたように日雇頭甚九郎と一五世紀の大和・河内の民衆像は、共通した部分を抱えているであろう。この村落社会を越えた労働の在り方―過剰な労働は、藤木久志氏が指摘された民衆による食うための切ない戦争と共通する問題である。この労働形態が畿内の場合、一六世紀に寺内町の建設に向かったのではないか。

しかし、ここで問題なのは、一五世紀や一七世紀の堤普請についての労働編成が議論されたが、一六世紀のそれは今だに議論されていないことである。ここでは、真宗の村落が堤普請をする必然的な性格を持つこと、またその労働編成が解明されていないことを指摘した。以下具体的に論じていく。

① 出口光善寺と伊香賀郷國人土屋氏

蓮如の河内布教を検討した上場頭雄氏は、蓮如の河内進出に重要な役割を果たした者に、渋川郡久宝寺の慈願寺法円と出口

坊舎（光善寺）の光善を上げてゐる。後に、久宝寺には蓮如によつて西証寺が創建され、出口も光善寺に蓮如の長男順如が入寺し、両地域は本願寺の最も重要な御坊を持つ地域となる。

このふたつの坊は、天文の一向一揆後の復興でも「河内國二ヶ所之坊」と呼ばれ、河内國の真宗勢力の象徴であつた。まず、出口光善寺周辺の問題を考えてみたい。

出口は淀川左岸の自然堤防に位置し、すぐ北に畠山尚順方の国人領主で鎌倉時代以来の茨田郡伊香賀郷の地頭である土屋氏の本拠があつた。

土屋氏が戦国期に活躍をはじめるのは、明応の政変後である。それ以前、土屋氏は長く浪人をしてゐた。事实上、伊香賀郷に復帰するのは尚順の河内支配がはじまつてからである。永正元年一二月に尚順と義英は和睦するが、その翌年の永正二年十月三日付畠山奉行人奉書が土屋孫三郎宛てに発給されており、「河内錯乱」以前には伊香賀郷に復帰してゐた。

尚々以日隈堤之儀承之候、其分嶋中へ可申付候、出口之儀も堤切候間、同前申遣候、

雖以使者可申御沈醉之由候、然らば不申届候てハと直書にて申子細ハ、今度伊香賀堤及大破、十七ヶ所へ水入候、連々此堤之事堅固に可申付旨、自嶋中も雖令催促候、伊香

賀二不令合点候歟、如此成行候、無是非次第候、嶋の様躰貴所にも滞底可有御存知候間、不能申分候、伊香賀二水止等無沙汰可有之条、自十七ヶ所罷上候もの堤を可築之由令内談之由候、百姓難儀きわまり候間、定而其はたらきを可成候歟、然者互に事を左右によせ、不慮の喧嘩等もあるべく候哉、所詮一両日中ニ、以日隈堤の儀堅固ニ土屋かたへ可被仰付候、これ又御異見之外あるましく候、いまつの儀も、三左かたへ此筋目申置候、恐々謹言、

五月廿三日

順盛（花押）

（切封）

丹下備後殿へ

河内守

進之候

順盛

この文書は、河内守護代遊佐順盛が内衆丹下盛賢に宛てて出された文書である。丹下は前述したように畠山尚順の時は守護奉行人の筆頭と考えられ、積長期に入ると単独で守護の命を受けて文書を発給する存在となり、守護家の代表として活躍する。この文書は守護家と守護代家のそれぞれ中心的存在である遊佐順盛と丹下盛賢が連絡を取り合つてゐる史料である。この文書が、土屋氏の手に残つたことを見ると、この文書は盛賢を通じて土屋氏のもとに届けられたと考えられる。土屋氏は守護

家系の国人であったと見てよい。これは土屋氏が河内に復帰するに際し、丹下氏宛てに文書を出していることから窺える。

官僚型戦国領主が抬頭する時期の文書である。

さて、これを見ると、淀川の水が増水したためか伊香賀堤が大破し、河内十七ヶ所に水が入ったことが記されている。ここで、堤の管理についていくつかがわかる。

イ、普段は、守護は堤管理者たちに堤を堅固にするよう命じていたこと。伊香賀郷の場合、土屋氏であろう。

ロ、また、堤が切れたとき、被害が想定される地域から同様の要求が出ていたこと。この場合、嶋中である。嶋中については人物を指す可能性もあるが、後述するように地域を指す言葉と考えられる。但し、直接の被害地域は河内十七ヶ所である。嶋中と十七ヶ所は完全には一致しない。ここでは、ひとまず、嶋中を淀川の堤防と対応する地域社会の呼称と定義しておく。

ハ、しかし、堤が大破した場合は、被害の影響の出ている地域の百姓たちは率先して堤普請に参加することが予想されることである。

以上から、広域の堤の管理者は守護であり、ここの堤の管理責任は国人領主などが持っていたこと。嶋中と呼ばれる地域が国人に対し、堤を堅固にするよう命じる権限を持っていたこと。

河内十七ヶ所などの村落住人が堤普請に参加していたことなどが理解できる。

また、尚々書で出口堤も切れたことが記されており、同様の指導をしたことがわかる。この場合、遊佐がだれに文書を発給したかわからない。ここで少なくとも出口光善寺自身も洪水に見舞われたことは確かであろう。浄土真宗地域の社会的安定の一端は、守護や国人領主にかかっていたことがわかる。一六世紀前半段階の堤普請は、守護や国人領主・地域社会が共同で行っていた。

もうひとつこれに関連する史料がある。

就出口堤之儀、為合力自身被打越、別而御馳走之由、御氣遣本望候。榎野善左衛門尉令逗留候間、弥御入魂喜悅候、猶期面候、恐々謹言、

三月廿二日 遊佐 長教（花押）

土屋喜左衛門尉殿 進之候

この文書は、守護代遊佐長教が発給した文書であるため、天文期の文書である。これでは、土屋氏が出口堤の合力に自ら出て行ったことがわかる。やはり堤普請と考えるのが自然だろう。

また、食料の下行も土屋氏が一部行ったことがわかる。出口の北隣に本拠がある土屋氏も、自分の持ち場以外の近郷地域の堤に対しては協力し、地域全体で堤を守る体制があったことを物語っている。食料の下行もこの場合、近郷の土屋氏も協力しているが、これらも堤を維持すべき権力が下行するようになったと思われる。

そして、これらは地域だけが解決することではなく、常に守護或いは守護代の問題でもあったことは、守護代遊佐長教が文書を発給し、褒めていることから理解できよう。

ところで、本願寺は伊香賀郷のすぐ北に本拠のある三屋氏と深いかわりがあったようだ。

三屋弥九郎兵衛跡職之事、子細候間從此方取立候儀候。遊佐河内守殿へ此段申受候、就其御拝領伊香賀郷内下地之事、依申可被返付候由蒙仰候、祝着本望候、然者御一行申受度候、為其案文認進之候、自此方一行之事被仰候、彼者女子之事候、猶子を可申付儀候、其時如御望候、調可進候、先々只今丹下殿へ之書状ニ、一行之通申入候、隨而雖輕尠之至候、一腰二百疋進入候、喜悅義計候、恐々謹言

十二月七日

頼玄(花押)

土屋弥次郎殿

御宿所

(包紙)

土屋弥次郎殿

下間丹後

御宿所

頼玄

この文書は、本願寺の下間頼玄が土屋氏に宛てた文書である。まず、この文章に出てくる人名について観察しておこう。遊佐河内守については、时期的にみると、遊佐長教が河内守を名乗る天文一四年(一五四五)であり、頼玄との関係からみて、この文書を天文一四年以降のものとはできないだろう。従って長教の父、順盛の時とみるべきである。また、丹下もこのため盛賢に当たる。

さて、遊佐順盛の活動時期だが、管見の範囲では大永七年(一五二七)以降その存在が確認できない。また、順盛が河内守を名乗る以前は、次郎左衛門尉を名乗ったが、『多聞院日記』永正四年(一五〇四)十二月二十一日条が下限で、河内守を名乗る初見には「御笠願院殿日記」永正七年八月七日条である。従って河内守を名乗るのは、この間と思われる。この文書の時期は、これでおよその時期が比定できる。

さて、内容であるが三屋弥九郎兵衛が死亡した後、その所職である伊香賀郷内の下地を本願寺方が所持していた。これにつ

いて、遊佐順盛が申し出て返付することに承諾したことが記されている。

これについて、本願寺方は土屋方から一行を要求し、本願寺が案文を土屋氏に送っている。これには、三屋弥九郎兵衛の女子に猶子を取り、それに相続させる約束であったようだ。これを条件に本願寺は、伊香賀郷の下地を返還したのである。これについて守護家筆頭奉行丹下盛賢にも同意を得ている。

本願寺が三屋弥九郎兵衛の跡職を所持し、所領返還に際し、相続問題まで口入するのは、本願寺と三屋弥九郎兵衛家が深いかわりがあったことだろう。土屋氏がこれにかかわれるのは、問題の土地が伊香賀郷内にあったためである。

以上、土屋氏と出口寺内・本願寺の関係は、人的な交流も含め深いものであった。また、地域社会の存立の基盤でもある提の管理でも両者は協力関係にあった。河川の維持は、地域全体の問題であり、守護の課題でもあったのである。また、一六世紀前半、前述の時期区分でいう日期は、守護家の丹下盛賢と守護代遊佐順盛が連絡を取り合いながら国内の國人領主を支配している状況が見て取れるのである。

②久宝寺西証寺・萱振恵光寺と萱振氏

出口光善寺と並んで蓮如と深いかわりを持った寺院に渋川

郡久宝寺（八尾市）の慈願寺がある。後には、蓮如によって西証寺（のちの顕証寺）が明応年間に創建された。ここには、「河内錯乱」にかかわる蓮如の息子で実賢の弟実順が住職をしていた。

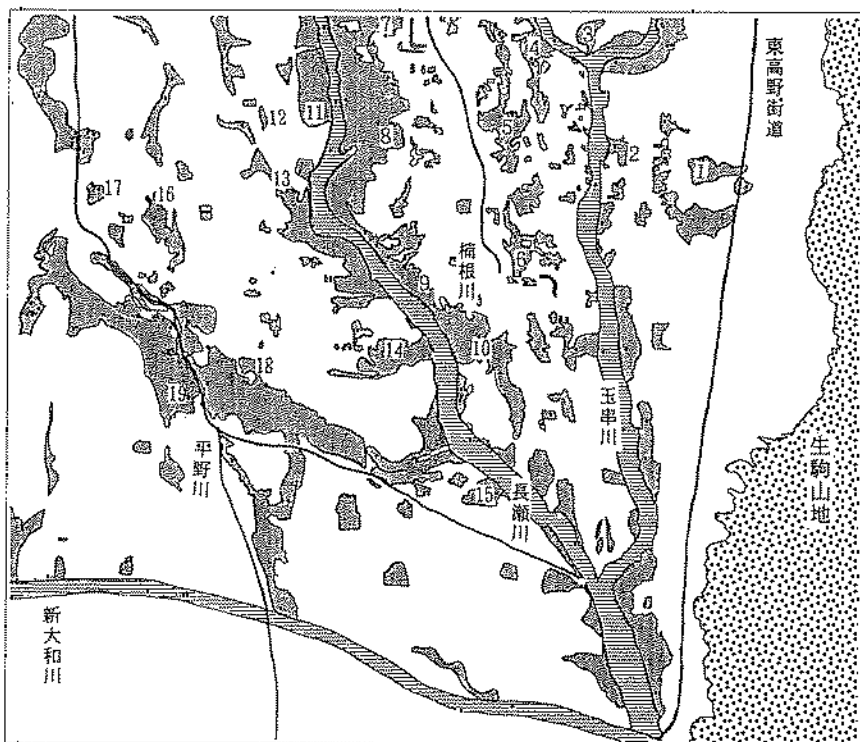
また、若江郡萱振の恵光寺（八尾市）は蓮如の息子で実如と同じ母を持つ蓮淳によって創建された寺院である。

ところで、この久宝寺の所在する渋川郡については、永正五年（一五〇八）の將軍足利義尹の河内復帰以後、萱振氏と吉益氏がその支配に当たっている。日期における萱振氏の活動に目を見張るようなものはないが、遊佐氏の内者と言われる萱振氏が、郡支配など通じて徐々に実力を付けていった時期と言えよう。

萱振氏は、先に触れたように、後に河内国の公権力を考える上で重要な役割を果たす。それは、南河内（高屋城を中心に中・南河内を中心とした地域）の軍事権を握る権力として萱振氏が最も重要な守護内衆（守護代系内衆）となったためである。

『天文間日次記』天文二十一年二月十五日条に天文二十年（一五五二）五月に暗殺された河内守護代で三好長慶の岳父遊佐長教の暗殺事件とその後についてが記されている。それには、「去年河州遊佐殿生害之事、悉皆萱振むほんなる由風聞在之、それ以来高屋の内輪しかじかと不調して、萱振上郡代ハ高屋ニ

図2 旧大和川の自然堤防と村落（中河内地域）



戦国期の河内南守護と一向一揆勢力

「天文御日記」にみえる
真宗門徒の村

- | | | | |
|----|----|----|-----|
| 1 | 池島 | 11 | 横沼 |
| 2 | 玉串 | 12 | 太平寺 |
| 3 | 稲葉 | 13 | 蛇草 |
| 4 | 岩田 | 14 | 久宝寺 |
| 5 | 若江 | 15 | 老原 |
| 6 | 萱振 | 16 | 大地 |
| 7 | 綱厨 | 17 | 田島 |
| 8 | 宝持 | 18 | 鞍作 |
| 9 | 佐堂 | 19 | 平野 |
| 10 | 八尾 | | |

国土地理院「土地条件図」大阪東南部を元に、大阪市立博物館図録「大阪の町と本願寺」を参考し、作図した。

居、安見下郡代ハ飯盛の城に居て、両方互に遺恨をむすび用心してそ居ける。」とある。萱振氏は上郡代として高屋城にあり、飯盛城の下郡代の安見宗房とともに軍事権を持っていた。

また、『天文間日記』は続けて、「抑萱振ハ米銭以下充滿し彼国にてハ随分の果報ヲしてありけるか。」とする。萱振氏は河内でも圧倒的な財力を持った存在に成長していた。この財力はどこからきたのであろうか。IV期に当たるこの時期に萱振氏は確実に地域権力として成長していた。

まず、萱振氏の本拠についてであるが、同氏の名字の地である若江郡萱振には、蓮如の息子で証如期の最高実力者蓮淳の創建した萱振恵光寺がある。恵光寺・萱振寺内町と萱振氏の関係は史料からは窺えないが、萱振氏の協力なしに恵光寺の創建は困難であろう。従って、萱振氏が河内できびぬけた経済力を持

つことと萱振寺内町の経済活動とは関連すると思われるべきであろう。

この地域の経済活動を考える上で、萱振のすぐ北にある河内国の守護所があつた若江は注意すべき地域である。東大阪府で若江城の発掘等をされた福永信雄氏は、この地域について次の指摘をされている。^⑤つまり、若江城のあつた地域は古代からの寺院である若江寺（にやくごうじ）と若江郡衙があり、若江寺が河内湖の後身である深野池の貿易港の管理寺であつたとされる。若江寺は平等院の末寺であり、この周辺には摂関家領玉櫛庄や辛島牧があり、八尾市高安郡大竹には平等院の瓦を生産した向山瓦窯があつた。若江寺の機能は、若江城の時代でも続いたと想定されている。ところで、若江城の発掘では、畠山氏段階の第1次若江城と三好義継の段階の第2次若江城、織田信長段階の第3次若江城の三段階に分けられている。

福永氏は、第1次若江城の終了を畠山義就の河内国下向時にし、この時に廃城となつたとされた。

高屋城の築城後、若江地域が政治的な都市機能を低下させたことは予想される。萱振地域は、旧大和川筋のひとつ楠根川筋にあり、同じ川筋1キロ北に若江がある。若江地域の政治的地位の低下によって、楠根川筋の交通の中心が萱振になつた可能性を指摘しておきたい。

また、楠根川の西を流れる旧大和川の長瀬川筋にある西証寺（のちの顕証寺）と慈願寺があつた久宝寺地域も萱振氏と関係している。

就今度久宝寺堤之儀、被人數出、被築候次第、萱振善左衛門尉具註進候、祝着候、誠運々無疎略給為悦此事候、弥可憑入候、尚善左衛門尉可申候、恐々謹言

十一月十三日

順盛（花押）

慈願寺

進之候^⑥

この文書は、久宝寺川、現在の長瀬川の堤普請に久宝寺住人が参加していたことを示す文書である。発給者は前節の出口光善寺と同じく遊佐順盛である。そのため、天文の一向一揆以前の史料となる。この時期、久宝寺地域が寺内町化していたか不明であるが、これから明確に真宗門徒が守護と協力して堤普請を行っていることが確認できる。

そして遊佐と慈願寺の仲介をした者が、萱振善左衛門尉であつた。萱振氏は吉益氏とともに渡川郡地域の行政権を持つており、そのためこれに関わつたのであろう。恐らく萱振氏は、長瀬川筋も管理する役割を持つていたと思われる。久宝寺寺内町

については、畠山氏の一族である安井氏が注目されるが、安井氏が畠山氏の一族であることは近世の系図でしかわからない。⁵⁵⁾ 安井氏が歴史的に登場するのは、織田信長段階である。渋川郡内の発給文書の状況からみても萱振氏が渋川郡内でもっとも影響のある守護内衆であった。⁵⁶⁾

天文一揆以前の状況についてわずかな例を上げたが、いずれも河内の真宗史を考える上では、重要な地域である。真宗寺院や寺内町は、萱振氏のような守護内衆や国人との関係なしに存続することは、困難であったと思われる。真宗寺院を中心とした経済圏の成立と、守護権力からの自立は別の問題であろう。守護内衆・国人は真宗勢力による経済活動と不可分な関係にあったのではないか。これによって彼等は地域支配を安定させたのであろう。天文一揆後に萱振氏が強大化する理由はこのためだろう。

以上、出口・久宝寺の事例から、守護・国人・真宗寺院並びに周辺村落が、堤普請を共同で行っていたことを指摘した。一六世紀の公共性は荘園領主が村請制などでその存在を無力化し、替わって守護が重要な役割を果たした。守護自体、堤普請は鎌倉時代以来の守護役の系譜を持つが、これら社会関係は一六世紀特有の在り方とみるべきであろう。

この一六世紀段階の特性を判断するためには、先にみた嶋中

と呼ばれる地域概念を検証する必要がある。次にこの問題を検討する。

第三節 守護権力の統治領域及び地域概念の変化

今谷明氏の研究によれば、守護の地域支配の方法は、郡使遵行による地域支配から発展したという。⁵⁷⁾ 河内国の場合、交野郡・茨田郡・讃良郡・河内郡・高安郡・若江郡・渋川郡・大畠郡・志紀郡・丹北郡・八上郡・丹南郡・安宿郡・古市郡・石川郡・錦部郡の一六郡のうち、いくつかの郡で小守護代や郡代などの人名が検出されている。このことから、畠山氏が河内国に入国した永徳二年（一三八二）以降、守護畠山氏は郡単位で地域支配を行なったと考えられる。

ところが、一六世紀には河内の地域認識の変化を示す語が見られるようになる。天文十一年（一五四二）に河内国太平寺で守護代木沢長政が滅んだ後、河内国に復帰した畠山穂長が紀伊国国人湯河氏に宛てて出した知行空所注文がある。⁵⁸⁾ ここで穂長が示した地名を見ると従来⁵⁹⁾の郡による表記と別の方法であることに気付く。それは、「なかすち」（中筋）・「下かわちわかい」（下河内若江）・「下かわち…たかやす」（下河内…高安）・「かわちくになか」（河内国中）・「なかすちひかしの山そへ、あお

たに「おんち」（中筋東の山添、青谷：惣智）などである。

これを整理すると、「下河内」は若江や高安などの地域を指すが、郡を指しているわけではないようだ。高安郡は高安も惣智も入るが、この場合、惣智は青谷とともに「中筋東の山添」に分類されている。つまりこの場合、「下河内」は現在の東大阪市若江から八尾市東部北地域を指している。

また「中筋東の山添」は八尾市東部南地域から柏原市全体を指すと考えられる。「中筋」自体は、その西地域を指すと想定すると、志紀郡や古市郡・安宿郡郡辺りも指す可能性がある。

このほか、「河内国中」と呼ばれる地域があった。この史料からは、場所が特定できない。

以上から、一六世紀中葉に畠山氏は従来の郡と別の次元の呼称Ⅱ地域を創出している。この新たな地域の創出は、従来の郡よりも広域の地域を指す概念と考えられる。

次に、この変化が守護権力の統治領域の変化を指すのか検討する必要がある。後述するが、一六世紀中葉段階で守護権力が、「国法」を発布している。そのなかに、給人に対し納所の日時について「国法」が出されたものがある。

それには、「所詮田地^{（註）}对次第二可納所之由国中へ被相触候。嶋中へも先日申出候」とある。給人に対し、田地を預り次第に納所するように、「国中」と「嶋中」に相触れたのである。こ

れは、渋川郡の所在する守護畠山氏と守護代遊佐氏の菩提寺である真観寺と河内国安国寺に宛てて出した文書であるため、「国中」は渋川郡の周辺を指すと思われる。畠山植長の知行空所注文にあった「かわちくになか」と同じ地域であろう。また、「嶋中」は、前述した出口堤の管理に登場した地域と同じである。具体的には、北河内の河内十七ヶ所や河内八ヶ所を指すものと思われる。真観寺は、讃良郡にも土地を持っていることから、「嶋中」についても書き記したのであろうか。

これから守護勢力は、「国法」を発布する単位に「国中」・「嶋中」などの新しい地域呼称を用いていることが指摘できる。しかも、先に見たように、この地域呼称が主体となって、国人に対する要求も行っており、権力の単位Ⅱ権力自身を現す言葉でもあるのである。一六世紀に現れるこの地域は、地域権力と対応する言葉と考えられるのである。

また、この文書を発給したのは、萱振氏とともにこの地域の行政権を持っていた吉益匡弼である。彼等は、これら新しい地域「国中」の権力として立ち上がって来たと考えたい。

次に守護の統治組織の変化についても見ておこう。前述した新しい地域呼称の成立した時期に、守護権力は「上郡代・下郡代」と呼ばれる者が登場する。

前述したように、『天文間日次記』天文二十二年二月一五日程

に「萱振上郡代ハ高屋二居、安見下郡代ハ飯盛の城に居て」とあつて、地域支配を上郡代と下郡代に分けて行つていたことがわかる。そして、それぞれ高屋城と飯盛城がその本拠となつていた。これについては、「天文御日記」天文五年七月二八日条に「遊佐内河内両郡代ニ就陣取之儀、樽違候。」とあり、守護代遊佐長教の初期段階で遊佐の内郡組織として両郡代が創設されていたと考えられる。この段階では、安見宗房は畠山氏の内衆ではないため、天文二二年段階の萱振・安見両郡代体制とは違ふ人物であつたと考えられる。

また、「尋憲記」元龜四年正月朔日条には「上軍代 草部肥後・下軍代 野尻」とある。軍代は郡代と同じと考えられる。上郡代の草部は南河内を中心にその地域の武士を編成し、南方の方面で合戦をしている。野尻は下郡代として、北河内の武士を編成し、北方の合戦を中心に活躍した。

これらの編成は、政長流畠山氏の守護代遊佐氏が創設した権力構造のひとつと考えられ、上・下郡代は、守護代遊佐の有力な武力装置として活躍した。新しい地域の創出は、守護権力のなかでは、高屋・飯盛両城の支配体制に組み込まれ、上・下郡代と呼ばれる組織を生み出したのであろう。

そこに登場したのが、地域権力型戦国領主であつたのである。守護畠山氏は、丹下氏を中心に根来寺など有力寺院や有力国人

に対し、軍事動員権を持ったことは、前述した。守護代遊佐は、地域権力型戦国領主を媒介に国内の中小人を編成したと考えられる。天文末年、守護代遊佐長教は、これら地域権力型戦国領主によつて暗殺され、その後、彼等の権力闘争へと発展したのが、前述した安見氏と萱振氏の対立であつたのである。

第二章 畿内天文一揆の和平・遷住と守護権力

第一節 天文の一向一揆の経過と守護の「無事の筋目」

前章で一六世紀前葉の守護・国人と真宗勢力・地域社会について、検討した。本章では、一六世紀中葉の段階で起きた天文の一向一揆のその後を検討することで、戦争とその終結―和平からみた守護と本願寺・一揆勢力の関係を検討する。

天文の一向一揆が起る遠因は、大永七年（一五二七）に細川晴元が、三好元長とともに堺に上陸し、將軍足利義晴・管領細川高国を近江に追放し、「堺幕府」を成立させたことにはじまる。この大永七年から天文元年に至る時期は、史料が大変少なく、このため謎も多い。この史料の空白は、この時期の膠着状態を現している。

状況が動いたのは、享祿四年（一五三一）六月に高国が尼崎

で自刃し、晴元の時代が確定したことによる。しかし、その後、晴元体制内部で対立が起る^①。

晴元側に属していた河内守護畠山義堯は、河内守護代の本沢長政と対立し、享祿四年八月、木沢長政の籠る河内飯盛城を攻めた。これには、三好元長の一族、三好遠江守も参加している。この対立に、細川晴元は木沢長政を応援し、義堯を破った。しかし、これで両者の決着は着かず、翌享祿五年六月、再び飯盛城を攻めた三好遠江守は、一向一揆によって滅ぼされ、義堯も菅田城を落とされ、自刃した。二日後、堺南庄の三好元長も一揆に攻められ、自刃している。この一向一揆がおこったのは、細川晴元に依頼を受けてのことであった。

天文の一向一揆自体の考察については、金龍静氏の綿密な研究^②がある。ここでは、金龍氏の研究から簡単に経過を述べるに止めたい。

畠山義堯・三好元長を討ち取った一揆は、やがて奈良七郷を攻め、高市郡高取城を攻めた。これに危機感を持った將軍足利義晴・細川晴元は、京都の法華寺院と町衆などからなる法華衆に協力を要請し、やがて反一向一揆連合が成立した。

天文元年（一五三二）八月四日、木沢長政によって堺の浅香道場と近郷が放火され、これに対抗して和泉・河内・大和・摂津で一揆がおこったという。八月二四日には、六角定頼・法華

一揆が、山科本願寺を攻め、これを焼き払った。その後、摂河泉を中心に戦闘が行われた。天文四年（一五三五）四・五月には、河内各地が武家方に奪われ、六月に本願寺の膝下の天王寺・高津・渡辺・津村等が焼かれるなど、一向一揆側の敗北は決定的となった。この年、本願寺と武家方の和睦がなったのであった。

天文四年の本願寺と細川晴元の和睦については、史料がないため、よくわからない。具体的な状況がわかるのは、天文五年正月からはじまる証如上人の日記「天文御日記」（以下「日記」とする）によってである。

天文五年の「日記」は、各守護との「和与」に伴う贈答行為の記録が多い^③。ここで、本願寺と武家方の和睦の基調について検討したい。

まず、これらの和睦が、守護と本願寺との交渉であったことを確認したい。このことは、天文の一向一揆の和平が、細川晴元との関係だけで議論すべきではないことを示している。「日記」の記述順に論を進めると、まず一月二〇日条に大和国吉野上市下市の遷任のことが論じられている。ここでは「大和之儀木沢為守護間、木沢進退候之由色々申事候間、」とあり、木沢長政が大和守護として遷任の問題を扱うことを申し出ている。

次に四月二三日条では、「従木沢方并遊佐方、河内圍以無事

筋目、門徒衆不可有別儀之由書而、制札二枚來候」とあり、河内国について木沢長政と遊佐長教が門徒の遷任の許可の制札を得ている。

また、十月二〇日条では、摂津国の堺坊と富田坊の再興について、細川晴元の下知を受けている。同じ時、河内国の二ヶ所の坊（出口・久宝寺）は、「非細川分国候、小次郎并遊佐方へ届け候て、重而可到来之由候」とあり、長政の擁立した守護畠山小次郎在氏と遊佐長教に了解を得るように木沢長政が命じている。

これらの記述から言えることは、門徒―百姓については、一國（分國）の「無事の筋目」によって遷任を許していることである。「河内国以無事筋目、門徒衆不可有別儀之由」とある文言は、文書から抜き出した部分と思われる。この言葉は、本願寺と守護の和睦の基調を指すが、守護の一国の安堵権自体の表現として、この「無事の筋目」という言葉がある。畠山氏の河内支配のそのものを指す言葉であろう。

これ以前の「堺幕府」段階（Ⅲ期）以降は、現実には畿内がどのような状態であったかわからない。この和平は、守護による一国支配が再び明確になった点も評価されねばならない。

ところで、御坊の再興はこれとは別に安堵を受けねばならなかった。本願寺の河内国の拠点で、「天文御日記」に「河内国

二ヶ所之坊」「河内国両寺 久宝寺 出口」と記される久宝寺の西証寺（のちの顕証寺）と出口の光善寺は、前述したように、木沢長政が基本方針を伝えたことから交渉が始まった。（『天文御日記』天文五年一〇月二〇日条、以下五・一〇・二〇と注記する）。次の段階は、寺領の返付交渉である。山科本願寺の跡地が欠所処分となったように、「寺領・買得分」など寺領返付交渉が完了しないと事実上御坊の再建は困難であったと思われる。これについて木沢は、両寺の木沢の存知分の返付を約束している（六・九・二九、六・一一・二三、六・一一・二六、六・一二・一一、六・十二・四）。しかし、遷任は権力者間で調整が付かず延引している。天文七年に入って木沢長政は父浮泛に二ヶ寺の遷任について申し聞かすことを約束している（七・一・二二）。木沢浮泛は、判物を独自の発給できる「官僚型戦国領主」である。また、この問題について、もうひとりの河内守護代遊佐長教と調整がつかなかったらしい（七・二・五、六）。結局「久宝寺草坊」の再興が許可されたのは、天文九年の秋であった（九・九・二五、九・一〇・五）。

守護による「無事の筋目」が確認された後でも、個別の交渉は長い時間がかかったことが理解できる。これは、欠所処分などによる知行が複雑であるため、調整する必要があったためであろう。大坂本願寺の寺内特権が天文七年から九年にかけて個

別の交渉のなかで獲得されたように、⁽⁶⁴⁾地域の安定は数年を要したのである。

第二節 還任の二重構造

御坊などの還任が、本願寺主導で行われたことは、前節で見たが、村落住民の還任は、大変なことであった。金龍氏の論文を引用すると「野田衆にかぎらず、一揆に参加した人々の上に及ぼされた『敗戦処理』は過酷だった。畿内の一門庶子寺院はこぞって退転（反古裏書）、『天文日記』には在地を追われた諸国の「牢人」坊主衆も多数記載されている。また、京都の公家の日記には、近衛家の雑人たる小八が一向衆ということで召し籠められ（尚通）、青蓮院坊官鳥居小路家の被官である四軒在家の与太郎、二条尹房室の乳母の子西方寺、其堂供僧大進東禅等が殺害されている（経厚・実隆・于恒二年三月一日）」とある。

また、金龍氏は、覆並十七ヶ所の還任についても取り上げられている。これは、惣郷が多額の詫び銭を細川方に払うことで還任が許された例である。覆並下庄東西双方とも本願寺に銭を借りたため記録に残ったが、地域が個別に守護や国人と交渉し、解決すべき問題が多かったのではないか。

残念ながら、摂河泉地域でこの問題を考える手掛かりがないため、同時期に京の町衆を中心にした法華一揆の還任問題からこれを検討したい。⁽⁶⁵⁾検討する村落は京都市左京区の松崎地域である。

松崎は、鎌倉時代末に松崎の歎喜寺の僧実眼が法華宗に転じて、一村すべてが法華宗徒となったといわれる。この点、京都近郊の村落でも他と違った性格を持っている。中世後期の知行関係をみると、複雑でその全貌は知り難い。わかるものを上げると、上・下賀茂社領、鹿苑院領、禁裏御領、大徳寺徳禪寺領、同養徳院領、北野宮寺外会所領、宝鏡寺祥雲院領、吉田家領などが知られ、錯綜した支配がされていたようである。

このような複雑な知行関係のなかで、松崎は二つの惣中からなっていた。例えば、享祿四年七月二十八日付三好元長折紙案（『大日本古文書』大徳寺文書五五一号）の宛所が、「当所東西名主百姓中」とあることからあきらかである。また、「政所賦銘引付」文明五年十二月二十五日条には、「松崎西寺住人岩崎兵庫長安」とみえ、西惣中を西寺住人と呼んでいる場合がある。この西寺は、歎喜寺の後身である妙泉寺のことと思われる。寺を中心に惣中がまとまっていたのであろう。

法華一揆は、天文元年（一五三二）八月に山科本願寺を焼き討ちし、以後京都支配の一部が法華一揆によって維持されてき

た。天文の一向一揆が終わった後も、法華一揆は健在であった。しかし、延暦寺との宗論などから延暦寺と關係が悪化し、天文五年七月、延暦寺と六角定頼軍によって、法華一揆は敗北する。松崎の百姓たちもこの一揆に参加していたと考えられる。

『鹿苑日録』から、松崎百姓の還住史料を上げてみる。

①天文五年七月二十二日条

法華衆打廻、松崎城落、岩蔵之山本、田中之渡辺裏返云々、
故法華衆賣田中放火、

②天文五年八月十三日条

松崎之事霜臺へ遣一書、五箇條荒々申也、

③天文五年八月十五日条

就松崎之儀、進藤新介方へ貳百疋、同片岡善左衛門五十疋、
折紙以納所遣之、進藤・永原明日十六下向、屋形遣書状也、

④天文五年八月二十四日条

谷口来納所云、諸役共聞其言可也云々、(中略)自霜臺松
崎郷事出状不可然旨被申候、

⑤天文五年十月二十一日条

松崎小百姓還住折紙、先自浄光院二通、院與百姓中至也、
重而学頭代之折紙可来云々、

⑥天文五年十月二十二日(二十五カ)条

就松崎郷儀落居、持書状、霜臺、進新、神左、片善兩行、

⑦天文六年二月十六日条

松崎百姓云、以内儀山門江任事可為云々、予云、非当院領
計、有御料所之聞、不經上裁而可調事如何、御料所へ代官
三淵方江被届、如何被申哉之由、先壽星二申而可然歟、納
所罷向也、

⑧天文六年三月十八日条

松崎百姓四五員可成山門被官云々、一向不能許容也、

以上は、法華一揆の敗北(①)から松崎小百姓の還住までの
内容である。この史料から鹿苑院が松崎小百姓の還住問題に深
くかかわっていたことが理解できる。まず、史料②から、鹿苑
院は法華一揆が敗北してから二十日程で、六角氏に五ヶ条の申
し出をしている。二日後には六角内衆に銭を送り、六角氏に書
状を送っている。(③)。しかし、六角氏は許可しなかったよう
だ(④)。その後、六角氏によって松崎小百姓の還住が許可さ
れたのは、一揆が敗北してから三ヶ月目のことであった。(⑤
・⑥)。
翌年には、松崎百姓自身が延暦寺に詫び事がしたいと申し出
ている(⑦)。そして、松崎の百姓の内、四・五人が「山門被
官」となった。

以上から理解できる点を上げると、鹿苑院の立場から松崎小百姓の還任問題を処理するには、この時期京都支配の一部を担当していた六角氏と交渉することであった。⁽⁸⁾このため鹿苑院は六角氏と交渉し、銭なども払っている。また、延暦寺からも折紙を得ている。

これに対し、還住が適った百姓たちは、翌年延暦寺に詫言の交渉に入っている。領主による六角氏・延暦寺との還任交渉が整っても松崎百姓は、新たに延暦寺との関係修復を計らねばならなかった。この副産物といえるが、百姓の内、数人は「山門被官」となろうとしたことである。これらの問題は、鹿苑院とともに他の領主の問題にもなった。

以上から還任問題は、二段階を設定できる。つまり、領主権力と守護等による交渉段階と還任した百姓と守護等地域権力との交渉段階である。前者は、この一揆に関係する地域の全領主階級が抱えた問題といえよう。つまり、一向一揆の場合で言えば、本願寺と地域だけの問題ではなく、摂河泉に知行を持つ領主すべての問題と捕らえるべきであろう。

後者は、武家の保証以外に百姓自身が解決すべき問題を持っていたということである。これは、前節で検討した文脈で言えば、「守護の筋目」以外だけでは、安堵されない構造があったことである。これについては、もう少し松崎の問題から

検討したい。

史料④に、谷口という人物が、鹿苑院納所と諸役について協議し、鹿苑院が承諾している記事がある。この谷口と同じ名字を持つ人物が、大徳寺領松崎蓋田の請人として登場する。大永五年五月二十九日付蓋田田地作職預り状（『大日本古文書』大徳寺文書一一二六号）の預り主となった谷口勤解由左衛門尉久重である。また、京都市歴史資料館所蔵文書の『古館三徳氏旧蔵文書』慶長十二年八月四日付松崎惣中書状案に、庄屋として谷口氏の名がみえる。また、「松村常光家文書」（京都市歴史資料館所蔵写真資料）松村系図書には、「当村ニ歎喜寺ト曰フ寺有、則チ今ノ堀ノ之町妙泉寺六坊ノ旧地也。其ノ門前谷口ノ之屋舖是レ又松村氏ノ旧地也」とある。谷口氏の屋敷は妙泉寺門前（現在の松崎小学校）に谷口氏の屋敷があつたらしい。これは、西松崎惣中方となる。

この谷口氏は近世初頭には、松崎村の庄屋となつたが、中世段階では、政所と呼ばれた。『鹿苑日記』には、両政所と呼んでいるので、東西惣中それぞれ政所がいたようである。

次の史料は、近世の写であるが、本論と深いかわりがあり、あまり知られていない史料なので、全文紹介する。

『朱引之内虫くひにて御座候』

〔永代〕
□代壳渡申松崎井手の水、同堤田〕

上井下井

彼兩溝水可有御下式文言定申候、

合 堤壑所 者

堤在所者菝カ芝也、池溝共に、但

七溝の大水は壳卷のことく、其外
は先規、

右井手堤壑、□此度沽却仕儀、惣地下雖難儀に存候、去年

七月就当郷大乱、惣庄于今不致還任、永可致遂電候之間、

山門并六角殿儀、以彼壳代相調申之致案諸候、此儀不申合

候へハ、還任之儀一向不成候間、如此候、然間、水つまり

候て、從□(満カ)日すへ水に可成と申候前の日上井・□

□(下井カ)兩溝一日又七日目に兩溝一日又番に成候て、

三日目に兩溝一日又七日目に片溝□□□上、四日に七溝、

堤壑所トヲ直錢拾七貫八百文、下鴨新屋敷主許(計カ)殿、

弥二郎殿、又三郎殿、弥五郎殿、衛門四郎殿、二郎四郎殿、

与四郎殿、对此七人、当郷政所名主地下人為惣中□□仕、

永代壳渡申處実正也、但此内片溝は、政所三郎さへもん分

ヲ壳申候也、然に其方の水、朝は東シラミヨリ、夕つりは

日の入於眼に可為御進退間、其間に聊もいろいろ申間敷候、

將又、夜までうち通御下可有水の事、是又少も不可致聊尔

候、然に番すへ水之儀、雨ふり候て水高満つり候へハ、何

時もやふれ候間、又水つまりすへ水ニ成候ハバ、老ケ年内

に雖為幾度、彼定置申ことくすへ水の前の日ヨリ七日目七

日目にことに四ケ日に七溝之儀者、速可有御進退候、然間其

方溝御進退の日者、高野水にても、又者如何様之水ヲあい

そえられ御下候共可為御訂候、次堤の儀者不時切候儀候ハ

バ、此方ハ縦雖不存知候、水此方の井手へ可下候間、相当

いかほと候、為其方水ほうたい以此方の水可進候、彼堤の

儀、為其方御進退之上は、田地ヲひらかれ耕作あるへき共、

用水ヲつつませらるへき可為御斗候、本役者百文、十月廿

日に可為候、此外は諸公事有間敷候、為惣庄契約候上者、

永代御進退之儀相違有間敷候、自然菟角申儀候ハバ、為惣

地下於子々孫々可届申候、万一不致其届候者、被行盗人之

御沙汰、如何様にも可預御成敗候、其時於公私不可及一言

候、仍永代壳券之状如件、

天文六年四月三日 壳主松崎地下惣

西ヨリ

あうミ 新二郎 与二郎

五郎さへもん 二郎三郎 小た郎

与三郎 さへもんだ郎 藤た郎

さへもんだ郎 さへもん五郎 た郎兵へ

五郎えもん すけ六 さへもんだ郎

宮内さへもん	与七	二 郎 四 郎
た 郎 九 郎	さへもん二 郎	弥 二 郎
与三 郎	五 郎さへもん	二 郎た 郎
さへもん二 郎	新兵へ	与た 郎
七 郎さへもん	与三	谷 口
さへもん五 郎	藤兵へ	三 郎さへもん
又二 郎	平五 郎	山 田
与三 郎	ひこ二 郎	新二 郎
弥三 郎	与四 郎	三 郎五 郎
た 郎 二 郎	二 郎三 郎	弥五 郎
二 郎さへもん	さ京	五 郎た 郎
さへもんた 郎	弥九 郎	岩 崎
二 郎た 郎	さへもん四 郎	与次
三 郎二 郎	宮内さへもん	岩 崎
た 郎 二 郎	た 郎 二 郎	さへもん三 郎
二 郎 四 郎	源兵へ	菱 木
		弥三 郎
		た 郎さへもん
		さへもん三 郎

た 郎 九 郎

この文書は、京都市歴史資料館所蔵文書の「古館三徳氏旧蔵文書」にある。同文書は、下賀茂関係文書が多く含まれており、この文書も下賀茂関係文書として伝わったひとつとみられる。近世の写ではあるが、中世文書を写しとったことは、「朱引之内虫くひにて御座候」とあることから窺える。近世でもこの地域周辺が水利争いがあったことは、「古館三徳氏旧蔵文書」のほかの史料でわかる。このため、この文書の写が必要であったのであろう。

さて、この史料から松崎惣庄の構成員六十四名の署名で、番水の権利及び堤を下賀茂の七名の人物に売ったときのものである。この理由は、「山門并六角殿」への託び銭であった。還住するには、銭を用意する必要があったのである。この内、片溝は政所三郎さへもん分であった。これは、署名者からみて谷口氏を指す。

この史料は、史料⑦で、松崎惣庄が山門と託び事を為すべく行動を取ろうとしてから、二ヶ月近く経ったときのものである。松崎惣庄は、延暦寺と六角氏に改めて託び銭を送る準備をしている。

ここで、政所谷口氏の立場から、確認しよう。谷口氏など名

字を持つ惣庄指導者は、領有の複雑な惣庄の土地の内、断片的散在的な土地について自身で請け負い、その他の鹿苑院領などのような比較的まとまった土地は村請によつていたと考えられる。その責任者を政所と呼んだとみられる。法華一揆段階では、谷口など政所は、法華一揆に参加せず、小百姓のみこれに参加したと見られる。このため、谷口は、領主鹿苑院を立てながら、共同で小百姓の還任を実現すべく行動した。鹿苑院は、この地域の公権力である六角氏と交渉し、小百姓の還任の基礎はこれで固まった。還任が法的には認められたが、松崎惣庄は当事者として詫び銭を払う必要があり、このため惣庄の財産などを売り、これに宛てた。戦乱による略奪などで、松崎が売ることが出来るものは、再生産に最も重要である用水の権利などであつたと推測される。

以上から、金龍氏が問題にされた榎並十七ヶ所の詫び銭も、守護による「無事の筋目」と別に払わねばならない銭と思われる。

第三節 「無事の筋目」と「圍法」

前節で、還任の二重構造について検討した。ここでは、守護権力の「無事の筋目」の性格について、更に検討したい。今ま

での対象が一揆勢力との関係を見てきたが、「無事の筋目」は、河内一圍を対象としたものであり、他の領主関係もこれで論じることが出来るはずである。天文一揆は、全領主階級の問題であるとの考えから、その周辺の史料を探つていきたい。

この問題を渋川郡龜井（八尾市）にある臨濟宗南禪寺末の真観寺の寺領返付交渉からみていたい。

真観寺之内鄧林庵領赤坂龍昌院安養寺分專、先年以御和与之筋目一円被返付候訖、如先規可有寺納候由候、尚行松誓右衛門尉方江被申候、恐々謹言

天文七

六月廿四日

徳藏軒

正宣（花押）

真観寺

侍者御中^⑥

この文書は、石川郡千早赤阪村にあつた真観寺の末寺龍昌院・安養寺の寺地を一円返付されたときの文書である。「先年和与の筋目を以て」とあり、天文一揆の和与によつてこれが返付されたことがわかる。天文一揆の和与から二年以上過ぎて、真宗寺院でない真観寺も寺領返付交渉をしなければならなかったのである。このほか、天文九年十月には讃良郡秦南泉庵（寝

屋川市)の返付交渉を遊佐長教と木沢長政の両守護代間で行っている。^⑧

これらのことから、天文一揆の「和与(和平)」^⑨「無事の筋目」は、本願寺や真宗寺院だけの問題ではなかったことが理解できるだろう。そして、これらの交渉時期が、真宗の出口・久宝寺の御坊の例で検討したように、天文九年までかかっている。真宗寺院も他の寺院も、個別交渉については同じ歩調で返付が行われたのである。

では、この時期の守護による国内への統治理念及びその現実とは、どのようなものであったのであろうか。これを知ること「無事の筋目」の本質も理解できると思われる。この問題を考える上で、次の史料が参考となる。

納所之儀号十月廿日与、毎年百姓難波曲事候、所詮田地苴次第二可納所之由国中へ被相触候、嶋中へも先日申出候、万一無沙汰仕候ハバ、為給人可被入催促之由候、被成其心得堅被仰付御寺納肝要候、世上雜説取頼候間、弥百姓可致不納候、猶様躰者清蔵主へ申候、取乱候間、猶追而可申入候、恐々謹言

吉甚

八月十三日

匡弼(花押)

真観寺

安国寺

まいる侍衣禪師^⑩

この文書は、第一章第三節で一部紹介した。これは、河内守護代遊佐長教の内衆吉益甚介匡弼書状である。匡弼は天文年間末に長門守を名乗ることから、この文書はそれ以前のものである。^⑪この文書の特徴は、「所詮田地苴次第二可納所之由国中へ被相触候」とあり、年貢取納について給人と百姓の問題を扱っている。ここでは、年貢取納は田地苴次第に納めるように国中と、嶋中に触れたという。国中と嶋中については、すでに説明したとおり、新しい地域認識を指す語である。

この給人の権利を制限したと取れるこの文書は、「世上雜説取頼候間、弥百姓可致不納候、」とあり、百姓の年貢不払運動が一国の課題となっていたことを物語っている。ここでは、百姓と給人間の矛盾が披差ならない状態となっており、地域の寺社領主も同様の事態となっていたことがわかる。

守護権力は、新しく創出した地域単位に「国法」を發布し、地域社会と給人(國人)の対立が暴力的な方向に向かうのを阻止しようとしている。天文期の社会は、それ以前の守護と地域社会との関係よりも、さらに深い関係を守護に期待したのでは

ないか。地域権力型戦国領主を生む要因とも言える。これに関連して国法に関する次の史料も検討しよう。

就菱江与稻葉与申事、令放火菱江之由候、言語道断之次第候、国中被定御法度候上者、御成敗之段、可被仰出候条、聊自菱江不可聊爾之働仕之申、堅可申之由候、恐々謹言

吉益主殿助

五月十九日

家次（花押）

由上式位

弘舜（花押）

道明寺直歳御坊

署名している由上弘舜と吉益家次は、遊佐長教の内衆である。しかし、長教の父順盛の時期にも文書を発給しており、時期の判断は難しい。この文書も天文期前後としか判断できない。

ここにみえる稻葉村は、玉串川が吉田川と菱江川に分かれるすぐ北に位置する（図2の3）。「日記」に見える真宗門徒の村である。菱江村は、稻葉村の北隣にある。両村ともに道明寺を領主とする村である。領主と守護と真宗門徒の村落との関係を示唆する文書と言えよう。

内容は、道明寺領の菱江と稻葉両村が対立し、放火事件が起

こったことについて、守護方の方針を道明寺に伝えた文書である。守護は、国中（この場合、一國という意味であろう）に定めた法度（私戦停止令）によって領主権力を越えて村落間の争いを解決する立場を取っている。守護は国内の武力対立を停止し、それに違反するものは成敗する権力となっていたのである。このふたつの国法を見ると、守護権力は一國に対し、平和を維持する権力となった。守護は、給人や村に一定の制限をつけ、それに違反する場合、成敗を行う権力であったのである。

以上から天文一癸の終結としての守護による「無事の筋目」とは、守護権力の上述した性格と関連して議論できるのではないか。

この守護権力の性格と織豊政権との違いは、遠任の二重構造などに現れるように、地域社会や個別領主の交渉を限定するようなものではなかったことであろう。

守護の「無事の筋目」は、社会全体を対象としていたと考えられ、この意味で積極的な評価も与えられる。従来「寺内町」の平和のみが注目されているが、そのみなもとに、上述した守護の国法があったのである。

第三章 守護と寺内町・「大坂並」体制

第一節 招提道場の成立・「由緒実録」批判

前章では、河内一國で一向一揆勢力に限らず、領主と村落が戦争からの復興を遂げようとしていたことを見てきた。天文一揆後に、真宗寺院の創建や寺内町が成立するのは、この延長線にある。寺内町の成立を反権力と直ぐに結び付けるのは、現状と合わない。

本章では、天文一揆後の寺内町の成立の事例として、招提寺内と富田林寺内町を検討する。まず、一揆後、比較的早い時期に創建された交野郡招提道場（のちの敬応寺）から検討したい。招提道場とその後に成立する寺内の研究は、『枚方市史』第二巻や金井年氏・木村寿氏などの研究がある。ここでは、成立期の状況をみていきたい。

この道場は、本願寺宗主証如の外祖父で本願寺教団の指導者であった蓮淳によって創建された。彼は、河内の本願寺教団を立て直すため、前述した久宝寺村西証寺の再興段階で任職となった。また久宝寺の北東にある萱振恵光寺も蓮淳の開基である。この寺院には、河内門徒の要請で天文七年（一五三八）に孫の延深を入寺させている。

天文一揆後の蓮淳の活動は、河内の本願寺教団の復興に重要な役割を果たしている。この時期に蓮淳によって創建された招提道場は、本願寺と守護の問題を考える上で最も重要な事例となるだろう。また、寺内町成立の問題が中・南河内が中心であるが、招提寺内は北河内に属する点でも検討する価値がある。

初期の招提寺内については、「招提寺内興起後聞記并年寄分由緒実録」（以下「由緒実録」と略す）が検討の中心となり、叙述されてきた。⁽²⁵⁾しかし、従来この「由緒実録」の史料批判はほとんどされないまま使われてきた。ここでは、全面的な史料批判をする余裕はないが、必要な点を二三検討したい。

「由緒実録」は、地域に残った文書を解説しながら、寺内の由来と寺内の有力な家の歴史が記されている。

近江国出身の河端綱久と片岡正久の兄たちは、將軍の近習であった。このため、綱久と正久は將軍足利義晴に頼み、所領を望んだという。義晴は、河内牧の郷に無主の地があるので、彼等にこれを与えることにした。またこの時、蓮如の息子蓮淳を招ねき、道場を建立したという。天文十二年（一五四三）に足利義晴によって荒廃地を与えられ、守護代遊佐長教によって承認されたという。天文十三年には細川晴元から禁制を得、同年本願寺から阿弥陀如来絵画像を下賜された。また、寺内の治安のために、浪人が招かれ、寺内が調ったという。

表1は、「由緒実録」に収められている文書の内、信長期までのものをまとめた。この内、文書の所持の有無がわかるのは、上述の河端氏と片岡氏と小篠氏である。これら文書の内、(一)の守護代遊佐長教の奉行人から得たという年未詳三月二日付綱知・教正運習奉書は、このなかで最も古いとされている。

牧郷
惣中^(註)

綱知(花押)

「申下刻ニ請取申候、」

就普請之儀、御家門様被仰出子細候之条在之にて、一兩人宛年寄并郡夫、明日自未明至八尾可越候、不可有油断候、謹言

三月二日

教正(花押)

この文書は河端家に伝来しており、内容を検討することができる。「由緒実録」の説明では、片岡・河端両氏が將軍足利義晴に「御家門様」に無主の地であった招提を下し賜わんことを願ひ、義晴は河内守護代遊佐長教にこのことを仰せ付けた。遊佐は、八尾の役所でこの荒野を吟味し、無主の地であることを確認した。これを守護畠山高政に言上し、また京都に通達したという。この文書は、この手続きの時、長教の家臣教正・綱知

表1 「招提寺内興起後開記并年寄分由緒実録」所収文書表

1	文書名	年代	宛所	備考
1	多羅尾綱知・池田教正奉書	年未詳・3・2	牧郷惣中	河端家所蔵
2	細川晴元禁制	天文13・11	河州交野郡招提道場	現存せず
3	細川晴元禁制	天文17・9	河内招提道場	現存せず
4	三好康長・篠原長房禁制	永禄10・霜	河州招提寺	河端・片岡両家に写あり。小篠氏所持という
5	織田信長禁制	永禄□・2	河州招提道場	現存せず
6	織田信長朱印状	元龜元・9	しよたい寺内中	河端家所蔵
7	佐久間信盛・柴田勝家禁制	元龜3・3	河内國招提道場	河端家所蔵
8	佐久間信盛書状	年未詳・12・24	津主御宿所	片岡家所蔵

が出した文書という。

しかし、この文書の署名者である綱知・教正の花押を見ると、三好義継の内衆で、後に義継を裏切り織田信長についた若江三人衆と呼ばれた多羅尾綱知と池田教正の花押と一致する。このことから、この文書の時期は、三好義継が若江城主となる永禄十一年（一五六八）以降である。「御家門様」を義継とするか、織田信長とするかで、年代が大きく違ふ。義継ならば、義継が死ぬ天正元年（一五七三）十一月四日以前となり、信長ならば、それ以降となる。

ここで問題となっている普請について、従来は招提寺内の建設の文書と考えられてきた。しかし、これは権力による人夫徴発に関する文書である。普請に関する文書は、(8)の佐久間信盛書状が招提の人夫について申し付けている。この文書は、これと関連するかもしれない。また、若江城が廃城となり、若江三人衆のひとり池田教正が八尾城を再興させ、八尾城主となった時期（天正八年～十一年）の可能性もある。

次に、(4)の三好康長・篠原長房禁制は、実在は確かめていないが、河端・片岡両家ともこの文書の写を持っている。そして、原本は小篠隠岐が持っていることが注記されている。この文書の実在は確かなようだ。招提寺内でこれらの有力土豪が文書を持っていることが確認できるのは、実は(4)の三好康長

・篠原長房禁制以降である。

(1)の分析から、「由緒実録」が招提寺内成立当初の状況を正確に伝えていないことは明らかである。招提道場成立当初の文書は、有力門徒の家には伝わらず、「由緒実録」の記述の信憑性に問題があるなど、河端・片岡両家主導で招提道場が成立したとする従来の説は、そのまま信じることはできない。また、最も古い文書を持つと考えられる家が、小篠氏であることも注意されよう。

従来、河端・片岡両氏によって招提道場及び寺内が出来たとされてきたが、確実な史料はないのである。

第二節 野尻氏と招提寺内

招提寺内で注意すべきと思われる小篠氏について、「由緒実録」は単に浪人のひとりとして記載されている。具体的には、「寺内無人ナレハ、為防之隠居ハ浪雄ヲ被招寄、先小篠兵庫カ息小篠隠岐、同次太夫、龜之丞、野尾（尻）治部、今北藤四郎、小林弥市、宇山出羽子息等三人、宇山治郎、大館淡路、巽勘解由、悪口源太、是等ハ皆大（庇）仁文明相統乱後縁ニ離テ浪々シ、田家山野ニ蟄居之者ナレトモ、元来各々一器量宛寛有之者共也」とある。河端・片岡両氏が無人である寺内に器量の浪人

を据えたとする。また、「東ノ通りニ河片之両屋舖囲テ、堂ノ東池側ニ野尻治部居置、其西ニ小篠親子ヲ住ス、中ノ通りニ小林今留ヲ居置、乾ノ山ニ悪地ヲ置、堀より西ノ林ニ宇山兄弟治郎勘解由ヲ居、常遠見サセウル、中ニモ大館淡路ハ弓馬ノ達人成トテ異角射場ノ辺屋舖ス」と、各家の配置を知ることができ。金井年氏の招提寺内模式図によれば、小篠兵庫親子は野尻とともに道場の両側を守っていた。ここで、浪人の記載がまずはじめに、小篠・野尻あるいは野尻・小篠の順番で記述されていること、両者が対になって屋敷地を持っていたことなど注意すべき点がある。

ところで、小篠兵庫とともに活躍する野尻治部は、守護畠山氏の重要な内衆であった。野尻氏は、『大日本古文書 観心寺文書』一八五号遊佐国盛書状に野尻七郎右衛門尉が見える。これは、応永一六年（一四〇九）三月二十日付畠山道端寄進状を受けて出されたものである。室町時代初期から畠山氏内衆として活躍していたことがわかる。また、文明一五年（一四八三）九月には、畠山政長方大将野尻某が、牧郷内にあつた大田城（枚方市印田町）で自刃している。永正元年（一五〇四）二月二日には、紀伊国から和泉国に入った畠山高順軍が半済を襲っているが、日根野では野尻がこれを行っている。また、永正八年（一五一一）七月には、細川澄元によって野尻某が戦死し

ている。

以上から、野尻は、政長系畠山氏の有力な内衆であり、軍事面での活動が目立つ。政長による河内進出の時、河内の前線である大田城に野尻を入れ、大将としたように、もともと北河内に地盤のある武将であつたと予想される。大田城は牧郷にあり、招提もこの内に入る。招提地域を考える上で野尻は重要な人物と言えよう。

次に問題となる天文期の活動について、見てみたい。

当寺口役所專、種々承候条、萱飛同然得其意候、猶委細西村七郎右衛門尉可申候、恐々謹言

天文十五

拾月六日

野尻治部丞

泰（花押）

観心寺

年預御坊

御同宿中

この文書から、天文期に活躍する野尻が治部丞を名乗り、判物を発給する権力であつたことがわかる。また、一章でみた萱振氏（飛騨守）とともに行動している。野尻は萱振と同等クラ

スの内衆であつたことがわかる。また、天文十四年五月細川晴元の軍勢に「河内野尻、五百」とあり、独立した軍隊を率いて活動していることがわかる。このことから、野尻は北河内最大の地域権力型戦国領主であつたことがわかる。

ところで、前述した『天文間日次記』の天文二十一年二月十五日条には遊佐長教暗殺後の萱振氏と安見氏の対立が、やがて安見の飯盛城での萱振氏暗殺事件に発展したことが記されている。安見はすぐに高屋城を攻め、野尻中小路を始め、萱振と同心の内衆が半死半生となり、中小路以下は自刃した。

その後、安見は自分の息子に野尻を名乗らせ、北河内の國人への軍事動員権を得た。牧郷の侍である養父氏は、一貫して野尻の軍事動員を受けたことが知られている。

以上から、野尻治部が招提寺内に住み着くのは、この事件以後と考えられる。浪人野尻治部とは、前述の判物を発給していた野尻治部丞泰その人であつたのである。

次に小篠兵庫について検討しよう。小篠・野尻・安見の三者を考える上で次の史料が参考となる。

「△」やすみ方へ遣あんものあん」

案文 請取申荷物之事

(中略)

天文十八年六月三日正寿庵 □□久右衛門

在判 うつし進候也

小篠兵藏殿へ参

請取申野尻治部殿荷物之事注文之向都合廿八色之分鏡請取申者也、惣而於此荷物之儀如何様之申事自何方も御座候共、我々罷出其さはき可申者也、為後々請状如件、

小篠兵庫助

天文十八年己酉十月廿六日 房純(花押)

八幡

正寿庵へ

参ル

この文書は、山城国綴喜郡八幡清水井にある浄土宗正法寺の文書である。この寺は石清水八幡宮のある男山の東麓にある。

これは、正法寺正寿庵が小篠兵庫助に寺物を貸した時のものである。ここで、小篠はこの荷物を野尻治部殿荷物とし、正寿庵はこれを「やすみ方」と認識していることがわかる。

安見宗房は、もともと南山城の地盤を持つ國人であつたが、北河内も支配の基盤としはじめていた。あるいは野尻は、安見の下位にいたのかも知れない。しかし、野尻失脚後も國人の軍

事動員権は野尻家が持つていたことは注意を要する。安見が息子に野尻の名跡を継がせたのは、両者の関係が単に上下の関係であったわけではないことを物語っている。また、小篠については、野尻の被官であったのであろうか。「由緒実録」に見える小篠兵庫とは、小篠兵庫助房純とみてよいだろう。小篠も萱振暗殺事件によって浪人し、招提寺内に来たときとみるべきであろう。

以上から、野尻治部・小篠兵庫親子が招提寺内に入ったのは、少なくとも天文二十一年（一五五二）の安見宗房による萱振一派の肅正後と言える。安見との関係を考えれば、野尻が飯盛城に近い招提で活動することができたのは、永祿二年（一五五九）七月に安見宗房が三好長慶と対立する時期以降と見るのが妥当だろう。招提寺内に野尻以下の浪人が入るのは、三好氏の河内支配以降と考えるべきである。彼等が真宗道場に代わり、実権を得るのは、彼等の家に文書が保存される時期の表（1）の（4）か或いは（6）段階以降となる。

ところで、天文一三年の蓮淳による招提道場建立時期は、野尻治部が地域権力として力を持つていた時期である。恐らく、野尻は蓮淳の活動を保証したのではないか。これは、久宝寺村西証寺・萱振村恵光寺に対する萱振氏と同様であろう。蓮淳の活動は、これら地域権力型戦国領主との連携によって河内の真

宗教団の再生を果たそうとしたと思われる。野尻が浪人して、招提に入るのも両者が密接な関係であったためであろう。招提寺内の成立は、守護と深く結び付いていたと考えられるのである。天文の一向一揆後の新設の寺内町はこのようにして成立したのであった。

第三節 安見宗房と富田林寺内町

招提道場に続いて成立した寺内町に富田林寺内町がある。両地域は上洛した織田信長に対して、協力的な行動を取ることから、共通の性格を持った寺内町と考えられている。

ところで、富田林寺内町は寺内町成立に際して「大坂並」という寺内特権も持ったことで従来注目されてきた。富田林寺内町については、近年堀新氏によって精力的に論じられている。富田林寺内町成立当初の論点は、「大坂並」の中身である寺内特権の問題、統一政権と寺内特権の可否の問題、寺内町の主体の問題など多岐に渡る。

「大坂並」体制の評価については、鍛代敏雄氏・仁木宏氏が従来の研究を見直す見解を出されている。鍛代氏は「大坂並」の言葉の意味を新興寺内町側が経済特権を合法的に獲得するために創出したものと理解され、これとは別に、農村集落型「寺

内」や土豪居館型「寺内」の存在を指摘された。そしてこれらが一向一揆に加わる可能性を持ったと想定されている。

また、仁木氏の研究についてここでまとめることは困難だが、いくつかの諸点をみていきたい。まず、天文の一向一揆後の寺内町の復興・新設に際し、「大坂並」の論理が働いたとされ、「寺内町興隆のシステム全体を「大坂並」体制とよびたい」とする。そして寺内町の発展が、周辺村落農民の田畠寄進による特権の享受、寺内町と周辺村落の日常的な経済上の結びつき、寺内町に所在する一向宗寺院と周辺村落の檀那寺関係など、寺内町と周辺村落が「政・経・教」の三位一体の関係であったとされる。

また、永禄五年八月付三好康長以下高屋在城衆連署掟書⁽²⁾を分析され、「大坂並」というトップダウンの論理ではなく、寺内相互の横並びの論理で都市特権が与えられている」事例を抽出され、三好政権の先進性も議論されている。

上記の問題と関連して、より実証的な業績をあらわしたのが、大澤研一氏である。南河内の真宗勢力の動向を検討された大澤氏は、この地域が文明年間⁽³⁾ごろまで仏光寺の影響下にあったこと。仏光寺経象の本願寺参入によって、南河内は興正寺（経象は蓮經と名乗り、興正寺を別立）の影響下に入ったことを指摘された。また、天文の一向一揆後の河内では、興正寺と遊佐長

教が頻繁に連絡を取り合っていたことなどを重視されている。

従来、宗主の子弟の入った御坊寺院や地域のリダールの経営した大坊主寺院の検討が中心であったが、大澤氏はこれら寺院と地域の農村集落型「寺内」や土豪居館型「寺内」である地方真宗寺院を関係づけて考察され、河内国の真宗勢力の実態が明確になりつつある。今後の「大坂並」体制の評価も、これらの実証の積み重ねにより、大きく変貌する可能性がある。

ここでは「大坂並」体制全体を検討する用意はないが、いくつかのことを確認しておきたい。従来「大坂並」体制は、統一政権の性格を明確にするための道具であった。このため、元龜・天正の一向一揆が直接には問題となり、天文の一向一揆についての評価を踏まえて議論されては来なかった。鍛代氏・仁木氏の研究は、天文の一向一揆を踏まえて考察されている点で重要である。但し、守護権力の評価の視点はあまり見られない。

筆者は、まず天文の一向一揆とその和平を守護権力と一向一揆勢力、守護と全領主階級、守護と地域社会との関連で評価した後、この問題とどう接続させるかを考えるべきだと考える。

「大坂並」という言葉自体は、富田林寺内町のみにもみられる。このほかは、時代が下るが「富田林・大ヶ塚並」などの表現がある。従来、「大坂並」体制とは、当該期の摂河泉の寺内町の多くを含む体制を言った。これは、前述した天文の一向一揆後

の久宝寺・出口寺内なども対象となっていた。

これに対し、筆者は天文の一向一揆の和平において一向一揆勢力も含め、全領主階級の平和を維持する権力として守護島山氏の権力を評価した。守護による久宝寺・出口への「無事」は、細川晴元による大坂本願寺への特権付与と同時に平行に行われている。このため、「大坂並」の拡大とするのは正確ではない。

金龍静氏は、永禄二年（一五五九）に本願寺が門跡になったことと関連させ、その結果として寺内化運動が「国家的認知」を受け可能性を持ったことを指摘された。大名権力は、このため大坂並体制の共存か、その打破かの選択に迫られるに至ったとされた。

筆者は、永禄二年に本願寺が門跡となったことと、「大坂並」という言葉の発生自体、同一の政治過程と考える。「大坂並」という言葉自体、島山氏や三好氏が作った言葉ではないだろう。この言葉は、文書の受給者側がその言葉を要求したと思われる。具体的には、富田林道場である。ここで富田林道場は、「大坂並」という言葉に明確な意味と、特権内容を期待した。島山・三好氏も同様の意味を理解したはずである。金龍氏のいう「国家的認知」の内容こそ「大坂並」という言葉と考えたい。これには、「大坂並」文言の初見史料とされる安見宗房定書的年代確定が必要となる。定書の発給年代を永禄元年とする説も

あるためである。ここでは、この安見宗房定書の史料を検討し、守護研究の立場から、寺内特権を与えた主体の問題を中心に論じたい。

富田林は、南河内の石川郡に所在する。永禄年間前後に、興正寺証秀によって建立された。その後の寺内町の成立時期も含め、不確定なことが多い。富田林寺内町の研究も、招提寺内のみたように、由緒書類が主に活用されてきた。ここでは、まず確実な史料から検討していく。

(1) 請取申候御料足之事

合貳拾貳文者

小伊より

右如件 永禄三年六月七日

松帯

久(花押)

御伏しうちやく申候、そのほう、御すきも候ハバ、ふと御こしまちたてまつり候、仍御れうそくもたせ給候、すなわちうけとり参候、いづれも御こしのみきり、よろつ御めにかかり可申承候、とりミたし候まま、くわしくハ申さす候、かしく、

(ひねり封) 小伊

御返報

松帯

(2) 上様へ御礼錢百貫文の分、此五貫文にてすミ申候、

右、如件

松帯刀左衛門尉

永禄五年五月十一日

久(花押)

石川とんた林之

御はうへ まいる

この二通の文書は、興正寺が所蔵する文書で、富田林の寺地を獲得するため、錢を払った時の文書といわれてきた。この文書が寺地獲得のための錢であることは、文書の内容から自明とはいえない。ところで、この松帯刀左衛門尉久について、従来松永久秀その人あるいは久秀と関係する人物と想定されてきた。

尚々松帯罷帰候ハ、御左右可申候、此外不申□ (候カ)

尊札令拝見候、仍御寺家之儀被成御同心御奉書相調於我等

大慶候、松帯在陣之儀候之間、帰城候ハ、自是可申入候、

恐々謹言、

本間善介

十二月五日

直(花押)

真観寺

尊報

この文書は、本間善介が真観寺に宛てて出した文書である。

真観寺が彼等に同心する旨の文書を送り、これに対し返書したものである。戦争による緊迫した状況が感じられる。ここに松帯が見え、松帯刀左衛門久と同一人物の可能性もある。この文書の時期や本間善介を検討すれば、松帯と松帯刀左衛門久が同一人物か否か、畠山方の武将か或いは三好方の武将かわかるであろう。真観寺文書には、本間氏に関わる文書がもう一通ある。

当寺領年貢事、如御蔵納可有寺納之旨、被成御奉書候、先以珍重存候、万一無沙汰仕候百姓御座候者、其在之者各々被記候て可有御注進候、嚴重ニ可被仰付候旨候、恐々謹言、

本間善介

十一月晦日

直(花押)

松本新七郎

定(花押)

真観寺御納所

侍者御中

この文書を見ると、年貢を支払わない百姓に対し、地域権力が嚴重に仰付けすることが記されている。先の「国法」の年貢

徴収に関する内容より、更に踏み込んだ内容と言えよう。「真観寺文書」の他の文書のほとんどが守護などによる諸役免除文書であるのに対し、地域寺社領主が自力ですべき年貢徴収の実際についても地域権力が直接関わろうとしている点で、新たな段階に入った文書と想定される。また、この文書は、御奉書を更に取り次ぐような奉書文書であることが特徴である。この御奉書とは、次の文書と考えたい。

当寺領年貢諸成物等之事、如御藏納可被相納之由被仰出候
訖、不混自余儀候条被成其意全可有寺納旨候者也、仍執達
如件

永禄貳

(遊佐)

十一月晦日

知(花押)

真観寺

この文書は、永禄二年段階のみ発給された遊佐知の文書である。彼はすべての文書が奉書である。この永禄二年(一五五九年)段階とは、前年一月守護畠山高政が、安見宗房と対立して河内を出、この年の七月二四日には安見宗房と三好長慶が合戦し、安見方が敗北した。この翌月から遊佐知の文書が見られるようになる。このため、この文書は、畠山高政の河内復帰を

象徴する文書と言える。その後、長教の息子遊佐僧教が子供ながら文書を発給するようになるため、遊佐知文書はこの時だけみられた。

さて、文書の中身を見ると、真観寺に対する年貢諸成物を御藏納するよう安堵した文書である。内容は、松本新七郎・本間善介奉書と同じである。日付も同じであることから、「御奉書」とは、遊佐知奉書を指すと見られる。なお、本間氏については、第一章第三節でみた畠山継長の知行空所注文に本間氏の名前があり、畠山氏の内衆であったことが確認できる。彼は、この時、高安郡内の給人であった。

以上から、松帯は、畠山高政の内衆であったと見られる。萱振氏滅亡後、南河内の文書発給の中心人物が誰であるか議論されて来なかったが、この松本・本間及び松帯などがそれに当たったのであろう。松本新七郎・本間善介奉書が安見宗房追放期の文書であるから、彼等三人は守護家内衆である。

ところで、先の年末詳十二月五日付本間善介直書状に、「御奉書相調」とあり、永禄二年十一月晦日付遊佐知奉書を指す文言があり、この文書も永禄二年の文書であることが理解できる。これらの論証により、松帯と松帯刀左衛門久は同一時期に活躍したことがわかった。松帯は、松帯刀左衛門久と同一人物と見てよいだろう。富田林に先の二通の文書を発給したのは、守

護皇山氏であつたのである。

以上の結果から、先の二通の文書を新めて検討したい。史料(一)の御料足の請取がなされたのは、守護皇山高政が安見宗房と和睦した時期に当たる。しかも守護皇山氏の内衆松帯刀左衛門久が文書を発給していることから、この料足を手に入れる権限と活動は高政自身にその根拠があつたとみられる。高政による国内統治の一史料と言えらるだろう。

次に史料(二)についてであるが、堀氏はまず、史料(一)の御料足と史料(二)の御札銭を分けて考えるべきであることを指摘されている。また、史料(二)の年次を本来永禄五年とすべきことを論じている。すると、この文書は三好長慶と皇山高政の最大の合戦となつた教興寺合戦(五月二〇日)の数日前の文書となる。なぜ、富田林御坊は皇山高政に百貫文もの銭を払つたのであろうか。これについては、先に問題とした安見宗房定書との関連で考えたい。

定

- 一、諸公事免許之事、
- 一、徳政不可行事、
- 一、諸商人座公(事脱カ)之事、
- 一、国質・所質并ニ付沙汰之事、

一、寺中之儀、何も可為大阪並事、

右之桑々、堅被定讞畢、若背此旨於違犯之輩者、惣可被処嚴科者也、仍下知如件、

永禄三年三月日

美作守在判^註

この文書は、堀新氏は安見宗房が皇山高政によって追放されていた時期にあたることから、年代など問題のある史料とされた。また、この文書が写された「由緒書」は、幕末のものであり、ほかの「由緒書」にこの文書が載っていないことも問題にされている。しかし、内容については傍証として利用できるものと位置付けた。

ところで、堀氏は先の松帯刀左衛門久文書を三好氏の文書と見ている点で、積極的に安見宗房定書を位置付ける立場になかった。しかし、ここで論証したように、松帯刀左衛門久が皇山内衆であることが論証された以上、安見宗房に対する評価も再検討する必要がある。安見宗房が近年までその名前がわかつていなかったように、幕末期にわざわざ歴史上それほど名の通っていない人物の文書を偽作する必要はなからう。このため、堀氏が言われるようにこの文書の年代に問題はあつても、内容は信憑性があると思われる。

まず、安見宗房の文書発給の立場からこの文書を位置付けよ

う。この文書が重要なのは、安見宗房が河内国内で発給した判物の初見史料である点である。

安見宗房は、河内守護代と位置付けることが通説であった。

しかし、弓倉弘年氏が述べているように彼が守護代であった証拠はない。

安見宗房の文書は、丹下盛知や走井盛秀などと連署奉書を出しているが、安見は丹下や走井より下位に署名をしている。彼は、丹下や走井よりも地位が低いのである。また、「天文御日記」を見ても、本願寺が先に年始の祝儀をする相手は、畠山氏の場合、守護畠山氏と遊佐長教や長教死後家督代行者となった遊佐太藤など守護代家である遊佐家督と丹下・走井の四者のみであった。安見宗房が丹下や走井などと連署で奉書を発給している時期は、永禄四年段階まで確認できる。弓倉弘年氏は「小山文書」の八月十六日付小山民部大掾宛走井盛秀・安見宗房連署書状を永禄四年と判断された。これは、畠山高政と安見宗房が近江六角氏とともに三好を打つ作戦の時期と一致する。この時まで、安見宗房は、官僚型戦国領主の下位の地位にあった。

安見宗房が判物を発給する地位となったのは、畠山氏内部において家格が上昇したためであろう。安見は永禄八年には、自身を遊佐と名乗っていることが確認できる。安見宗房が、畠山内衆のなかで更なる上昇の足掛かりを得たのは守護代家遊佐と

同名となったことによる。地域権力型戦国領主安見宗房は、遊佐氏同名となることで上昇したと考えられるのである。

以上からみると、安見宗房定書の年代比定をどこに設定すべきであろうか。堀氏が指摘されるように、永禄三年説では畠山高政と安見宗房は和睦しておらず、この文書を発給できる状況にない。このため、永禄元年説が支持されてきた。しかし、この時、宗房は判物を発給できる権力ではなかったのである。宗房が判物を発給できる権力となるのは、早くとも永禄四年以降と思われる。このため、この文書は、永禄五年三月と考えたい。

永禄五年三月、畠山軍は、和泉国久米田寺で三好実休を討ち、三好長慶の飯盛城を囲んだ。畠山氏は高屋城を押さえ、南河内を奪還している。安見宗房定書は、この時期発給されたと思われるのが最も相応しい。

ところで、前述した史料(2)は、永禄五年五月十一日と考えた。この史料は、数度に渡って畠山高政内衆松帯刀左衛門久を仲介に合計百貫文の銭を払ったことになる。畠山御坊が、この銭を畠山氏に払うメリットが生じたのは、まさに永禄五年三月からのことである。

このことは、百貫文という当時の礼銭としては多額の銭を畠山御坊が払ったのは、安見宗房定書による「大坂並」の寺内特権が与えられたからであろう。以上から史料(2)は、安見宗

房定書を得るための「御札銭」の一部であったと考えたい。但し、史料(2)が、「上様」とする人物は、畠山高政であり、安見宗房がこの寺内特権についての判物を出しているが、この「大坂並」の寺内特権を与える根拠を持つ公権力は守護畠山高政であったと考えたい。

安見宗房定書を永禄五年とみたことで、この「大坂並」の初見史料は、永禄四年六月付三好康長禁制となる。また、前述した永禄五年八月付三好康長以下高屋在城衆連署捺書は、安見宗房定書のすぐ後に発給されたことになる。念のため、この二通の文書も上げておく。

禁制 興正寺末寺富田林

一、大坂并諸公事免許事

一、国質・所質并付沙汰事

一、諸商人公事事

右之條々、堅被停止訖、若於違犯輩者、速可被廻嚴科者也、仍下知如件、

永禄四年六月日

山城守在判

掟

一、諸公事免許事

一、徳政惣国可為寺内並事
一、国質・所質并付沙汰事
一、諸商人座公事之事
一、寺法惣国可為寺内並事
右条々、被定置訖、若於違犯輩者、速可被廻嚴科者也、仍下知如件

永禄五年八月日

(三好康長)

山城守(花押)

(加地盛時)

六郎兵衛尉(花押)

(矢野虎村)

伯耆守(花押)

(吉成信長)

出雲守(花押)

(三好盛政)

備中守(花押)

(篠原長安)

玄番助(花押)

(三好盛長)

民部少輔(花押)

永祿四年六月付の三好康長禁制が出された背景は、永祿三年一月、畠山氏との戦争の勝利により、三好長慶が飯盛城に、三好実休が高屋城に入り、河内をそれぞれ支配したことによる。これは、畠山氏の上・下郡代体制を踏襲している。富田林寺内に対する公権力は実休であった。堀氏は、三好康長を実休の副将格と推定し、この文書の効力の有効性について言及されている。また、堀氏はこの文書の性格を三好氏の領国経営の安定化を図るためのものと推定されている。

安見宗房定書は、徳政文言を含むなど五ヶ条からなり、三好康長禁制より、踏込んだ内容となっている。また、安見宗房定書と三好康長以下高屋在城衆連署掟書は、「大坂並」と「惣国寺内並」とその根拠に相違があるが、やはり五ヶ条からなり、内容も近い。安見宗房定書を踏まえてこの文書が発給されたと思われるであろう。

ところで、三好康長以下高屋在城衆連署掟書は、現在知られている史料のなかで南河内（上郡）を惣国と呼んでいる唯一のものである。前述したように、一六世紀に入ると、畠山氏によって統治領域及び地域概念は従来の郡とは別のものが生れた。そして、それを統括統合する統治システムが、上・下郡の郡代体制であった。ここでは、これを惣国と呼んでいる。

三好康長以下がこれを発給しているのは、三好実休が永祿五

年三月、久米田寺の合戦で戦死し、高屋城の城主が交替したためである。永祿五年十一月廿九日付高屋城在城衆起請文は、高屋城衆の結束を誓っているが、これは「若子様御幼少」のためであった。この時、長慶の息子、義興は二〇歳であるため、養子義継が該当する。高屋城主は義継であったのである。

仁木氏は、この文書を「惣国」内の他の「寺内並」に都市特権を認める論理であるとし、「すなわち、本願寺・大坂を唯一の法源」とする「大坂並」ではなく、河内「惣国」という地域社会のつながりのなかで、他の「寺内並」に寺内町特権が保証されている。ここでは、本願寺の影が薄められ、「大坂並」体制とは異なる、地域社会における寺内町独自の都市発展の「志向」がかいま見られるのである。」とされ、三好政権の先進性を指摘された。仁木氏の「惣国寺内並」特権の意義についての言及は、法制定主体の問題を積極的に取り上げた点で、大変魅力のある説である。

筆者の立場は、前述したように、天文の一向一揆の和平が各守護権力によって行われたこと。守護畠山氏は、一圍規模での「無事」のため領主権力・寺院・村に安堵を行なっていること。具体的な交渉は、更に守護や地域権力との交渉が必要であったこと。その基礎となったのが、新しい地域と「國法」であったことなどを指摘している。

「惣国・寺内並」の論理を、一國規模での公権力による安堵とみるならば、天文の一向一揆の和平段階にすでに成立している。あらためて「惣国・寺内並」を規定するならば、「大坂並」特権が「国家的認知」され、個別交渉でこれを適用していた段階から、一國（この場合、南河内Ⅱ上郡）規模で適用する「国法」段階に発展したことを物語る史料としたい。

また、以上の分析から、「大坂並」の文言は、本願寺が門跡となつた後に生まれたと推定した。これにより、この段階で久宝寺や出口などの寺内町も「寺内町興隆のシステム」と一体となつたと思われる。天文の一向一揆の和平による寺内町の成立・特権化が一次段階であるならば、「大坂並」は本願寺が門跡になることで「国家的認知」の体制となつた段階を「大坂並」体制と呼びたい。

ところで、安見宗房をめぐる検討は、地域権力型戦国領主の限界についての考察でもあつた。安見も先にみた萱振も、ほとんど連署奉書の署名者としてしかみることができない。野尻については、判物を発給している例を上げたが、野尻は畠山内衆としては古くからの内衆であることも関係しているのであろうか。ここに権力と権威を含めた複雑な畿内の政治システムを見ることができるのである。

おわりに

三章にわたつて守護畠山氏の権力構造と河内国の真宗の基盤となつた村や町の問題を議論してきた。問題が多岐に渡り、検討すべき史料も多かつたため、論じきれなかつた点も多かつた。ここでは、主に守護と一向一揆権力との関係を検討するため、一向一揆権力の基盤である一四世紀以降の自然堤防上や河岸段丘上の村落と守護の関係を堤普請から探つた。また、天文の一向一揆の和平時期の守護と一揆勢力との関係や寺内町と守護の関係を問題としてきた。これらからは、守護と一向一揆勢力を対立的に議論するだけでは、戦国期の社会を描けないことを実証したつもりである。

また、一六世紀段階での守護権力の構造も問題とした。これは、畿内政治史を細川・三好政権を中心に議論する方法を批判するためであつた。ここで畠山氏と三好長慶との関係も含め、いくつかの点を確認しておきたい。

遊佐長教・三好長慶による細川氏綱擁立によるあらたな政治段階は、安見宗房による南山城の諸侍中の結集の例などからもわかるように、広範な侍の結集を組織できた。今谷明氏が天文一四年以降は戦国段階であるとされたのも、理解できる点である。この時期以降、地域権力型戦国領主が中心となつて歴史が

展開する。彼等は、諸侍中や一向一揆勢力―寺内町をも権力体系のなかに入れようとしていた。萱振氏などがその典型と思われる。

従来細川氏綱は三好長慶の傀儡であると評価されてきた。しかし、例えば、山城国国人小枝氏は、氏綱死去まで彼の内衆であつたと見られ、その後、空人中の畠山高政の守護代遊佐僧教の軍事下に入っている。氏綱を支持し、三好被官とならなかつた国人が多数いたのではないか。

また、安見とともに活動した鷹山氏も、当初細川晴元の軍事動員を受ける大和国国人領主であつた。しかし、前述したように畠山方となつて活躍している。和泉国でも国人和田氏は畠山植長の軍事動員を受けている。同じく、和泉国守護代であつた松浦守も教興寺合戦で畠山軍として活動した。

三好長慶それに遊佐長教を代表とする河内勢の二者は、畿内の広範な国人・侍を結集する方向性を持った権力であつた。畠山氏も分国である河内・紀伊国だけでなく、和泉国や山城国・大和国などにも軍事動員できる権力になつていたのである。長教死後、安見宗房がこの動向を受けて行動するが、長慶にとつてそれは好ましいことではなかつたはずである。教興寺合戦以後も三好長慶による畿内制覇が完成したのではなく、畠山氏が活動する基盤は喪失していなかつたと考えられる。これについて

は今後検討していきたい。

町・村などの地域に眼を向けると、近世までその記録を残す必要性を生じさせた権力は、天文期以降の地域権力であつた。先の寺内町の例以外にも、大工・紺屋など諸役免除の文書もこの時期であり、永禄五年の教興寺合戦の三好長慶が「八尾木」村に禁制を発給するなど、この時期、町・村・職人集団に残され、或いは記録された文書はこの時期以降が中心である。

諸役の免除を保証する権力でもある守護公権力は、それによつて一国公権を行使できる権力でもあつた。萱振氏が天文の一向一揆後に経済的にも強大になつた事実を考えると、和平によつて特権化した寺内町が成立しても、地域権力型戦国領主は利益を得ていたことが理解できよう。

これら天文期の権力を生み出す要因となつたのは、一六世紀はじめの地域社会と守護の関係が出発点であつたと思われる。本論では、堤普請などの公共工事からこれを見てきた。そして、守護権力を大きく変えたのは、天文一揆前後の百姓と給人・地域寺社領主などの対立・矛盾であつた。守護は給人による武力解決を阻止し、平和的な解決を望み、国法を発布した。これらの理念は、天文の一向一揆後の社会と守護の関係の基調となつたと思われる。

註

- (1) 「大坂並」体制については、佐々木潤之介氏「統一政権論の歴史的前提―その整理ノースト―」(『歴史評論』22号、一九七〇年)の戦国大名論集「戦国大名の研究」所収、一九八三年、藤木久志氏「大名領国制論」(『体系日本国家史』、一九七五年)のち「戦国大名の権力構造」所収、一九八七年、岡氏「統一政権の成立」(『岩波講座日本歴史』9、一九七五年)のち「戦国大名の権力構造」所収、脇田修氏「日本近世都市史の研究」(一九九四年)寺内を平和領域とするのは、網野善彦「無縁・公界・衆」など
- (2) 今谷明氏「後期室町幕府の権力構造―とくにその専制化について―」(『中世日本の歴史像』のち「室町幕府解体過程の研究」所収)、峰岸純夫「大名領国と本願寺教団―とくに畿内を中心に―」(『日本の社会文化史』2、一九七四年)のち戦国大名論集「本願寺・一向一揆の研究」(一九八四年)など。
- (3) 今谷明氏「守護領国支配機構の研究」(一九八六年)
- (4) 近年の「大坂並」体制については、堀新氏「織田政権の寺内町政策」(『古文書研究』三三三号、一九九〇年、a論文)、岡氏「富田林寺内町の成立と展開」(『都市と共同体』上、一九九一年、b論文)、同氏「由緒書」と富田林寺内町の成立」(『中近世の史料と方法』、一九九一年、c論文)、岡氏「寺内町都市法の構造―大坂並」の経済特権と領主」(『大坂と周辺諸都市の研究』、一九九四年、d論文)、岡氏「寺内町の近世化―脇田修氏の寺内町論をめぐって―」(『民衆史研究』四九号、一九九五年、e論文)などの一連の研究がある。また、仁木宏氏「摂河泉のなかの大坂・寺内町」(『歴史評論』五四七号、一九九五年)、岡氏「空間・公・共同体―中世都市から近世都市へ―」(一九九七年)は、三好政権との関連でこれを

論じる視点を持つ。

- (5) 「室町時代の河内守護」(『大坂の歴史』7号、一九七六年)のち「守護領国支配機構の研究」所収、以下、断らない限り、岡氏の引用は、この論文を指す。
- (6) 畿内の一向一揆と権力についての研究は、註(1)・註(2)のほか、石田晴晃「守護畠山氏と紀州」(『惣國一揆』)一向一揆と他の連合について(『歴史学研究』四四八号、一九七七年)など
- (7) 矢田俊文氏「戦国期河内国守護畠山氏の文書発給と銭」(『ヒストリア』一三二号、一九九一年)、以下、断らない限り、岡氏の引用はこの論文を指す。
- (8) 拙稿「戦国期の守護家と守護代家―河内守護畠山氏の支配構造の変化について―」(『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』3号、一九九二年、a論文とする)、同「義就流畠山氏の河内支配」(『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』八号、一九九七年、b論文とする)
- (9) 弓倉弘年氏「元龜元年の雑賀衆」(『和歌山県立博物館研究紀要』二号、一九九七年)
- (10) 弓倉弘年氏「戦国期河内国守護家と守護代家の確執」(『戦国織豊期の政治と文化』、一九九三年)
- (11) 今谷氏・峰岸氏註(2)論文参照。
- (12) 拙稿註(8) b論文
- (13) 『大日本古文書』家わけ第六 観心寺文書五二〇号
- (14) 石田善人「畿内の一方向一揆について―その構造論を中心として―」(『日本史研究』二三号、一九五四年)、中部よし子氏「近世都市の成立と構造」第三章二節、上場顕雄氏「久宝寺寺内町と河内門徒」(『中世社会と一向一揆』一九八五年)
- (15) 『山科御坊事并其時代事』(『真宗史料集成』第二巻、一九八三年)

(16) 石田氏・中部氏註(14)論文

(17) 上場氏註(14)論文

(18) 「大谷嫡流実記」(『真宗史料集成』第七卷、一九八三年)

(19) この時期の研究としては、弓倉弘年氏註(9)・註(10)論文及び同氏「織田僧長と畠山氏家臣」(『和歌山地方史研究』二二号、一九九二年)がある。

(20) 畠山氏の守護就任及び当主についての研究については、今谷明氏註(5)論文、弓倉弘年氏「天文年間の畠山氏」(『和歌山県史研究』一六号、一九八九年、a論文)同氏「室町時代紀伊国守護・守護代等に関する基礎的考察」(『和歌山県史研究』一七号、一九九〇年、b論文)、同氏「畠山義就の子孫達」(『南紀徳川史研究』四号、一九九一年、c論文)、拙稿「戦国期の河内における国郡支配について」(『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』創刊号、一九八九年)、矢田俊文氏註(7)論文、森田恭二氏「河内守護畠山氏の研究」を参照。また、高屋城に関する研究では、中田佳子氏「戦国の城・河内高屋城」(『大阪の歴史と文化』所収、一九九四年)、同氏「近世史料による河内高屋城の復元」(『ヒストリア』一四六号、一九九五年)を参照。

(21) 拙稿註(8)b論文

(22) 拙稿註(8)a論文。丹下氏については、丹下氏が発給する文書の機能から見て、今谷明氏が「細川・三好体制研究序説―室町幕府の解体過程―」(『史料』五六―五、一九七三年、のち「室町幕府解体過程の研究」所収、a論文)及び「管領代奉書の成立―室町幕府武家文書変遷史の一節」(『古文書研究』七・八合併号、一九七五年、のち「守護領国支配機構の研究」所収、b論文)で問題とされた「細川京兆家」の管領代茨木長隆の役割と共通する。しかし、上島有氏が「日本古文書学論集」8、中世IV(一九八七年)の「解説」

で今谷氏の「管領代奉書」を批判したように、現在管領代については、「守護奉行」に位置付けられ、積極的な評価を与えられていない。丹下氏の性格を全面的に展開するには、以上の研究をどう理解するかによる。但し、奉行人についての理解も木沢氏が奉行人家から地域権力になったように、奉行人を単に奉書を出す存在とのみ見るべきではないだろう。

(23) 「戦国領主」の概念は、矢田俊文氏「甲斐国の権力構造」(『日本史研究』二〇一号、一九七九年)及び今岡典和氏・川岡勉氏・矢田俊文氏「戦国期研究の課題と展望」(『日本史研究』二七八号、一九八五年、矢田氏執筆分)による。但し、河内における権力構造は、直接矢田氏の「戦国領主」概念を使うことは難しい。そのため、官僚型戦国領主・地域権力型戦国領主の二類型に分けて説明する。

(24) 拙稿註(8)(9)論文、同「戦国期河内守護と國人・侍」(『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』六号、一九九五年)など。

(25) 拙稿「戦国時代末期の山城国上三郡と安見宗房―畿内政治史の再検討のために―」(『京都市史編さん通信』二五二号、一九九四年)。
(26) 「興福院文書」年末詳一〇月六日付吉益匡範書状(『城陽市史』第四卷、二〇六頁、一九九六年)また、「興福院文書」年末詳一二月一日付細川國慶書状(『城陽市史』第四卷、二〇三頁)は、牧・枚方の徳政一揆に対し、鷹山弘頼・安見宗房が上三郡侍中をひきいて一揆にあたるよう依頼している。

(27) 仁木宏氏註(4)著書、一三八頁。

(28) 峰岸氏註(2)論文、鍛代敏雄氏「畿内寺内町と一向一揆―戦国末期の摂河両国を中心として―」(『戦国織豊期の政治と文化』一九九三年)

(29) 佐久間貴士氏「発掘された中世の村と町」(『岩波講座日本遺史』九、一九九四年)

- (30) 例えば、豊臣秀吉の家来帥法印歐仲が発給した天正二〇年（一五九二年）正月二九日付北小坂永荒当荒開発状（『山澤家文書』、『山澤家文書目録』、東大阪市史編纂委員会、一九九二年）は、西堤村百姓中宛に北小坂領の荒地開墾を命じている。これは、旧大和川のひとつ長瀬川の自然堤防上の開発である。また、八尾寺内町は豊臣秀頼期の成立である。（『八尾市史』、一九五八年）。
- (31) 峰岸氏註（2）論文
- (32) 『門真市史』第一巻、第一編第一章第二節（正木久仁氏執筆分、一九八八年）によれば、河内低地の自然堤防の発達は、南北で様相を異にするという。「南の大和川低地では自然堤防の発達がよく、規模が大きく連続的であるのに対して、北の寝屋川低地では小規模で非連続的である。南部の自然堤防は付替え以前の大和川の本支流沿いに形成されたものであるが、大和川は細粒物質の運搬量が多く上流側に大きな扇状地を形成せず、流路も比較的安定していた。このため、大和川は大規模な自然堤防を発達させ、河川自体も天井川となった。これに対し、北部では淀川の流路が不安定でしかも流量が多いため、しばしば洪水をおこして乱流した結果、自然堤防が非連続的になったものと考えられる。」という。
- (33) 河内の中世考古資料については、『河内の中世考古学』（八尾市立歴史民俗資料館特別展図録、一九九五年）で一部まとめた。本論の地域認識は、このとき大阪府下の技師諸氏のご指示による部分が大きい。
- (34) 大山善平氏「日本中世の労働編成」（『日本史研究』五六号、一九六一年、のち、『中世における灌漑と開発の労働編成』と改題して『日本中世農村史の研究』所収、一九七八年）
- (35) 『東寺百合文書』み54-01
- (36) 三浦圭一氏「中世の土木と職人集団」（『講座日本技術の社会史』第六巻 土木、一九八四年、のち『日本中世の地域と社会』所収、一九九三年）
- (37) 村田路人氏「近世広域支配の研究」一九九五年
- (38) 藤木久志氏「雑兵たちの戦場―中世の傭兵と奴隷狩り」一九九五年
- (39) 上場顕雄氏「蓮如の河内圏進出―慈願寺法門を中心に―」（『真宗論叢』一九九三年）
- (40) 水野恭一郎氏「河内国伊香賀郷地頭土屋家の文書」（『武家社会の歴史像』一九八三年）
- (41) 『土屋家文書』年未詳三月二日付土屋次郎右衛門尉平宗怡申状写（『枚方市史』六巻、史料1、一九六八年）及び水野氏註（37）論文
- (42) (43) 『土屋家文書』（『枚方市史』六巻）
- (44) 拙稿註（8）a 論文
- (45) 拙稿「戦国期河内守護と國人・侍」（『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』六号、一九九五年）
- (46) (47) 『土屋家文書』（『枚方市史』六巻）、一部字句を訂正。
- (48) 慈願寺・顕証寺及び久宝寺寺内町の研究については、沢井浩三氏「寺内町の形成とその性格―久宝寺と八尾―」（『畿内歴史地理研究』一九五八年）、水本邦彦氏「畿内寺内町の形成と展開について」（『論集近世史研究』一九七六年、のち戦国大名論集『本願寺・一向一揆の研究』所収、一九八四年）、上場顕雄氏註（14）論文・註（36）論文、内田九州男氏「久宝寺寺内町の町割りについて」（『八尾市史紀要』9号、一九八六年）、櫻井敏雄氏・大草一憲氏「寺内町の基本計画に関する研究―久宝寺寺内と八尾寺内を中心として―」（八尾市教育委員会、一九八八年）、金井年氏「寺内町の形成と原集落」（『寺内町研究』創刊号、貝塚寺内町歴史研究会、一九九五年）

- (49) 棚橋利光氏「河内・萱振城」萱振環濠集落」（日本古城友の会、一九八三年）、金井年氏註(45)論文
- (50) 拙稿註(20)論文
- (51) 弓倉弘年氏「戦国期河内畠山氏の動向」(『國學院雜誌』八三卷八号、一九八二年)
- (52) 『藤井寺市史』第四卷史料編下(一九八五年)
- (53) 福永信雄氏「若江遺跡第38次発掘調査報告」(財団法人東大阪市文化財協会、一九九三年)
- (54) 『慈願寺文書』(大阪市立博物館特別展図録『大阪の町と本願寺』一二三頁、一九九六年)
- (55) 『安井家文書』(大阪市史料第二〇輯、一九八七年)、水本氏註(45)論文、上場氏註(14)論文参照。
- (56) 拙稿註(20)論文
- (57) 今谷明氏「鎌倉・室町幕府と国郡の機構」(『日本の社会史』三卷、一九八七年)
- (58) 『和歌山県史』中世史料二『湯河家文書』
- (59) 『真観寺文書』年末詳八月三日付吉益匡弼書状(『八尾市史』史料編、二卷二五号、一九六〇年)、銀説など訂正。
- (60) 拙稿註(20)論文
- (61) 今谷氏註(22)a論文及び同氏「戦国三好一族」(一九八五年)、藤井学氏「初期法華一揆の戦闘分析」山科・石山攻めを中心に(『中世社会と一揆』一九八五年)
- (62) 金龍静氏「天文の畿内一向一揆」(『古文書が語る日本史』五戦国・織豊、一九八九年)
- (63) 「天文御日記」の贈答史料の分析は、石田晴男氏「天文日記」の音信・贈答・儀礼からみた社会秩序―戦国期畿内の情報と政治社会―(『歴史学研究』六二七号、一九九一年)、同氏「戦国期の本願

- 寺の社会的地位」『天文日記』の音信・贈答から見た(『講座蓮如』第三卷、一九九七年)、拙稿「天文御日記」にみえる河内守護勢力と本願寺―贈答関係と家格秩序を中心に―(『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』五号、一九九四年)
- (64) 今井修平氏「石山本願寺寺内町に関する一考察」(『待兼山論叢』史学篇六号、一九七三年)、仁木氏註(4)論文
- (65) 法華一揆については、藤井学氏註(61)、今谷明氏「天文法華の乱武装する町衆」一九八九年
- (66) 奥村徹也氏「天文期の室町幕府と六角定頼」(『戦国織豊期の政治と文化』、一九九三年)
- (67) 『史料』京都の歴史』8左京区編(一九八五年)「左京区関係文書目録・解説」九八頁参照。
- (68) 『真観寺文書』(『八尾市史』史料編)
- (69) 拙稿註(20)論文
- (70) 『真観寺文書』(『八尾市史』史料編)
- (71) 『真観寺文書』年末詳九月一日付吉益匡弼他二名連署奉書など。なお、拙稿註(20)論文参照。
- (72) 『道明寺天満宮文書』(『藤井寺市史』第四卷史料編二下)
- (73) これについては、堀新氏「寺内町の近世化―脇田修氏の寺内町論をめぐって―」(『民衆史研究』四九号、一九九五年)において、寺内町は反権力の象徴とみることが主張されている。
- (74) 金井年氏「寺内町プランの歴史地理学的解明」枚方招提寺内を例として(『ヒストリア』一三二号、一九九一年)木村寿氏「試論―近世的寺院の形成過程」(『ヒストリア』八一号、一九七八年)
- (75) 『枚方市史』六卷
- (76) 『枚方市史』六卷、なお、この史料の写真については、「動乱の河内」(八尾市立歴史民俗資料館特別展図録、一九九三年)参照。

- (77) 『八尾市史』(前近代) 本文編、三章八節 内田九州男執筆分、一九八七年
- (78) 金井氏註(74)論文
- (79) 『大乗院寺社雜事記』文明一五年九月二八日条
- (80) 『政基公旅引付』同日条
- (81) 『二条寺主家記抜萃』永正八年七月二日条
- (82) 野尻氏の軍事的役割については、拙稿註(45)論文参照。
- (83) 『大日本古文書』観心寺文書二四四号
- (84) 『菅藤卿記』天文一四年五月二四日条、なお弓倉氏註(20) a 論文参照。
- (85) 弓倉弘年氏註(20) a 論文、同氏註(10) 論文参照。
- (86) 拙稿註(45)論文
- (87) 『山城国綴喜郡八幡正法寺古文書目録』(京都府古文書調査報告書、一九九一年)
- (88) 水本邦彦氏註(48)論文
- (89) 堀新氏註(4)論文
- (90) 鍛代氏註(28)論文
- (91) 仁木氏註(4)著書
- (92) 富山県八尾町「聞名寺文書」大阪市立博物館図録『大阪の町と本願寺』に写真が掲載されている。
- (93) 大澤研一氏「中世の大伴道場」(貝塚寺内町歴史研究会『寺内町研究』二号、一九九七年)
- (94) 金龍静氏「宗教一揆論」(『岩波講座日本通史』第一〇卷中世四、一九九四年)
- (95) 矢田氏註7論文、矢田氏は文書を受け取る側が文書の文言を指定することを指摘されている。
- (96) 『興正寺文書』(『富田林市史』第四卷)、大阪市立博物館の一九九六年の特展展「大阪の町と本願寺」にこれら文書が展示された。なお、図録から、史料(1)は、受取状と書状に分かれ、同一の紙に書かれており、史料(1)の受取状と上書が表になるように折られ、ひねり封をしている。
- (97) (99) 『真観寺文書』(『八尾市史』史料編)
- (100) 弓倉氏註(10)論文
- (101) 拙稿註(63)論文
- (102) 註(58)史料
- (103) 『細川両家記』(『群書類従』合戦部)
- (104) 堀氏註(4) c 論文
- (105) 『興正寺御門跡兼誓所由緒書抜』『富田林市史』第四卷
- (106) 弓倉氏註(20) a 論文によって、はじめて安見宗房の実名が明らかとなった。
- (107) 弓倉氏註(10)論文
- (108) 弓倉氏註(10)論文
- (109) 拙稿註(63)論文
- (110) 弓倉氏註(10)論文
- (111) 弓倉氏註(10)・註(20) a 論文
- (112) 堀氏註(4) c 論文
- (113) 『河州石川郡富田林御坊御禁制書其外諸證據書写』(京都大学文学部博物館所蔵、杉山家文書)
- (114) 註(92)史料
- (115) 堀氏註(4) d 論文
- (116) 『森田周作氏所蔵文書』(『羽曳野市史』第四卷)
- (117) 仁木氏註(4)著書
- (118) 今谷氏「三好・松永政権小考」(『室町幕府解体過程の研究』)
- (119) 拙稿註(45)論文

(10) 弓倉氏註(10)論文

(11) 「和田家文書」

(12) 弓倉弘年氏「教養寺合戦をめぐって」(『和歌山県史研究』一八号、一九九一年)

(13) 弓倉氏註(12)論文、拙稿註(45)論文

(14) 「石川郡大工紺屋御朱印写真」(『羽曳野市史』第四巻、一九八一年)

(15) 「木下家文書」(『八尾市史』史料編)

(16) 大石雅章氏(『岩波講座日本通史』第八巻中世二、一九九四年)

は、河内國觀心寺の事例から室町期の本寺東寺支配が弱体化し、觀心寺僧集団の自治的機構が寺院運営・膝下所領支配を行ったことを述べ、本寺支配に替わって室町時代の公権として荘園の諸所職の保証の機能を果たしたのは、室町幕府―守護権力であったとされる。

付記

本論提出後、川岡勉氏『羽曳野市史』本文編第三章「守護領地下の住民」第一節・第二節・第四節「戦国動乱期の羽曳野」第一―五節、及び岡氏『河内國守護畠山氏における守護代と幕公人』(『愛媛大学教育学部紀要』第11部人文・社会科学第三十巻第一号)に接した。本論と深くかわる指摘がなされている。別の機会に検討したい。

また、金繩静氏に下間頼玄書状に関する史料の読み方について指摘をいただいた。この場をかりて謝意を表します。